

公共工事における総合評価方式活用検討委員会

平成20年度とりまとめ(案)

はじめに

平成20年度の「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅東京大学大学院工学研究科教授）は4回開催され、平成19年度改善点の普及状況等について報告が行われるとともに、総合評価方式や入札契約手続きに関する改善方策や、総合評価方式における諸課題への対応方策について検討を行った。当報告書はこれらの検討の成果を取りまとめたものである。

【構成】

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. 平成19年度改善点の普及状況等 | p. 1 |
| 2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善 | p. 5 |
| 3. 総合評価方式における諸課題への対応 | p.11 |
| 3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 | p.11 |
| 3-2. 技術提案に係る課題への対応 | p.14 |
| 3-3. 二段階選抜方式について | p.16 |
| 3-4. 事後審査型入札方式について | p.17 |

〔参考資料〕

- | | |
|------------------------------------|------|
| 参考1. 直轄工事における
総合評価方式の実施状況(年次報告) | p.21 |
| 参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果 | p.49 |
| 参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果 | p.75 |
| 参考4. 総合評価方式の総点検 | p.85 |

平成20年度とりまとめ(案) 概要

1. 平成19年度改善点の普及状況等

○平成19年度とりまとめにおける改善点は、各地方整備局等が定める総合評価方式の実施要領等に反映され、普及しつつある旨を記載。

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

○総合評価方式の導入実態調査及び受発注者に対するヒアリング調査結果を受け、今後の総合評価方式や入札契約手続きに関する改善として、実績を重視した総合評価方式の適用、工事関連データの提供、技術提案の評価(採否)の通知等を提示。

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証

○除算方式は、加算方式と比べて、極端な低入札が、評価値に与える影響が高いが、施工体制確立型の導入により、実質、落札率が85%未満の応札行動は減少したことから、除算方式においては、極端な低入札が評価値に与える影響は排除されている旨を記載。

平成20年度とりまとめ(案) 概要

3-2. 技術提案に係る課題への対応

○過度な技術提案への対応の考え方について提示。

具体的には、改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しないこと、コスト負担を要するハード対策が必要な場合には、標準案として予定価格に反映すること、求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断すること、等の旨を記載。

3-3. 二段階選抜方式について

○二段階選抜方式については、導入の前提として「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画について」(平成6年1月18日閣議了解)との整合性の確保を図る必要があり、中長期的な課題として引き続き検討を行う旨を記載。

3-4. 事後審査型入札方式について

○事後審査型入札方式のように入札参加資格を事前に確認することなく入札を行うためには予算決算及び会計令の改正等が必要であり、中長期的な課題として引き続き検討を行う旨を記載。

1. 平成19年度改善点の普及状況等

○ 平成19年度とりまとめにおける改善点は、各地方整備局等が定める総合評価方式の実施要領等に反映され、普及しつつある。今後、平成20年度の取組結果を踏まえ、引き続き実運用上の課題等を把握し、フォローアップを継続して実施していく。

平成19年度改善点の普及状況等（平成20年度上半期速報値）

改善点		地方整備局等									
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
技術的 難易度 評価に 基づく タイプ 選定	〔全タイプ〕 技術的 難易度評価結果 の活用	局内調整中。 (H20.10末ま での作業予 定)その後、 通知予定。	実施要領改訂 後、事務所に 通知予定。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	実施要領改訂 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所 に通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	H20年度総合 評価方式の運 用方法を事務 所に通知済み (H20.5.1付)	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用) 具体的な運用 方法を作成し、 事務所に周知	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	従来から技術 的難易度評価 を活用したタ イプ選定を 行っており、 難易度評価表 の選定方法に ついて参考と している。	従来から技術 的難易度評価 を活用したタ イプ選定。	H21年度契約 工事より適用 予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H20.12予 定)
	対応件数	—	—	373	233	142	126	337	385	—	—
	〔標準型〕 標準型Ⅱ型 の導入	局内調整中。 (H20.10末ま での作業予 定)その後、 通知予定。	実施要領改訂 後、事務所に 通知予定。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	実施要領改訂 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所 に通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	H20年度総合 評価方式の運 用方法を事務 所に通知済み (H20.5.1付)	実施要領改訂 済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用) 具体的な運用 方法を作成し、 事務所に周知	標準型Ⅱ型の 実施について 公文書にて通 知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	標準型Ⅱ型に ついて運用改 定済み。 (H20.6.18公 告工事から適 用)	標準型Ⅱ型を H21年度より 適用予定。 (H20.12開催 予定の委員会 に諮る予定)	標準型Ⅱ型を H21年度契約 工事より適用 予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H20.12予 定)
	対応件数	—	—	234	130	63	92	14	—	—	—

※ 対応件数は平成20年4月から9月末日までの速報値。但し、北陸は9月24日、中部は8月末日、九州は9月29日まで。

P.1

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成20年度上半期速報値）

改善点		地方整備局等									
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
工事特 性を 踏まえ た課題 設定	〔標準型〕 工事特性を踏ま えた課題	局内調整中。 (H20.10末ま での作業予 定)その後、 通知予定。	「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を イントラに掲 載し活用を促 す実施要領を、 事務所に通知 予定。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	「実施要領改訂 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所 に通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	従前から技術 的難易度に基づ き課題設定。 「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 事務所に配布 済み。	「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 周知。 各事務所の最 初の案件を統 一的な視点で 運用状況を チェック。	従前から工事 特性を考慮し 課題設定。	運用改定済み (H20.6.18 公告工事から 適用) 「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 周知し参考と している。	従来から技術 的難易度に基づ き課題設定を 実施。 より具体的内 容について対 応方法を検討 中。 (H20.12開催 予定の委員 会に諮る予 定)	H21年度契約 工事より適用 予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H20.12予 定)
	対応件数	—	—	253	136	63	94	88	—	—	—
	〔簡易型〕 配慮すべき 事項	局内調整中。 (H20.10末ま での作業予 定)その後、 通知予定。	実施要領改訂 後、事務所に 通知予定。 (H20.10.1以 降手続き開始 工事より適 用)	実施要領改訂 H20年度総合 評価方式実施 方針を事務所 に通知済み。 (H20.4.1公告 工事から適 用)	従前から技術 的難易度に基づ き課題設定。 「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 事務所に配布 済み。	「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 周知。 各事務所の最 初の案件を統 一的な視点で 運用状況を チェック。	公文書にて 通知済み。 (H20.4.1付)	運用改定済み (H20.6.18 公告工事から 適用) 「総合評価方 式における課 題設定・評価 の考え方」を 周知。	従来から配慮 すべき事項を 設定。 過度なコスト を要する提案 が出されない よう留意する 旨、事務所周 知済み。	H21年度契約 工事より適用 予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価方 式の改善に向 けて」に基づ き、運用版を 策定予定。 (H20.12予 定)
	対応件数	—	—	121	97	79	32	45	276	—	—

※ 対応件数は平成20年4月から9月末日までの速報値。但し、北陸は9月24日、中部は8月末日、九州は9月29日まで。

P.2

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成20年度上半期速報値）

改善点		地方整備局等									
		北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
タイプに 応じた 適切な 評価	〔標準型〕 工事の品質向上に 資する技術提案の 評価 (優良可等)	局内調整中。 (H20.10末 までの作業 予定)その後 検討予定。	実施要領改 訂後、事務 所に通知予 定。 (H20.10.1 以降手続き 開始工事よ り適用)	実施要領改 訂、H20年度 総合評価方 式実施方針 を事務所に 通知済み。 (H20.4.1公 告工事から 適用)	1位満点方 式を基本。	適切な評価方法 の考え方をとりま とめ、実施要領に 明示。 各事務所の最初 の案件を統一的な 視点で運用状況を チェック。	評価項目に 対する着目 点について 効果的な工 夫がみられ るかを3段階 で評価。	運用改定を 行い、標準型 と簡易型の 違いを明確 化。	定性評価の 場合におい て1項目で 5段階評価 を実施 (WTO案件 で公告済)。	H21年度契約工 事より適用予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価 方式の改 善に向け て」に基 づき、運用 版を策定予 定(H20.12 予定)
	対応件数	—	—	253	136	63	0	88	2	—	—
	〔簡易型〕 確実な施工に資す る施工計画の 評価 (可/不可等)	局内調整中。 (H20.10末 までの作業 予定)その後 検討予定。	可/不可判定 を基本とする。 (H20.10.1 以降手続き 開始工事よ り適用)	実施要領改 訂、H20年度 総合評価方 式実施方針 を事務所に 通知済み。 (H20.4.1公 告工事から 適用)	判定方式(3 段階)を基本。	適切な評価方法 の考え方をとりま とめ、実施要領に 明示。 各事務所の最初 の案件を統一的な 視点で運用状況を チェック。	従来から適 切か・不適切 かを評価。	運用改定を 行い、標準型 と簡易型の 違いを明確 化。簡易型 入札説明書 に記載。	判定方式を 3段階を基 本。	H21年度契約工 事より適用予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価 方式の改 善に向け て」に基 づき、運用 版を策定予 定(H20.12 予定)
	対応件数	—	—	121	97	79	228	157	276	—	—
タイプに 応じた 適切な 評価	〔全タイプ〕 評価の上限(値)の 明示や技術提案個 数等の制限等	局内調整中。 (H20.10末 までの作業 予定)その後 検討予定。	本官のトンネ ル工事にお いては技術 提案数を限 定。	評価の上限 (値)を明示 可能な工事 に関して、可 能な限り実 施。 過度な提案 を評価しない 旨を提出構 式に明記。	技術提案個 数を限定。	適切な評価方法 の考え方をとりま とめ、実施要領に 明示。 各事務所の最初 の案件を統一的な 視点で運用状況を チェック。	本官工事に ついて技術 提案個数を 限定。	上限明示の 徹底を事務 所に通知。 (H20.4.14 公告工事よ り適用) 技術提案個 数を限定。	技術提案枚 数を限定。 標準型では、 環境基準 (水質等)を 設定する場 合は条件値 を設定。	H21年度契約工 事より適用予定。 (H20.10委員 会開催予定)	「総合評価 方式の改 善に向け て」に基 づき、運用 版を策定予 定(H20.12 予定)
	対応件数	—	4	158	233	108	0	88	385	—	—

※ 対応件数は平成20年4月から9月末日までの速報値。但し、北陸は9月24日、中部は8月末日、九州は9月29日まで。

P.3

1. 平成19年度改善点の普及状況等

平成19年度改善点の普及状況等（平成20年度上半期速報値）

改善点			地方整備局等									
			北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
〔全タイプ〕 評価結果 の公表 方法の 統一化	閲覧 による 公表	技術提案 (施工計画):課題別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		施工体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他(企業の施工 実績、配置予定技術 者の能力等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	HP による 公表	技術提案 (施工計画):課題別	○	H20.10頃 予定	H20.10頃 予定	○	○	○	○	H20.11 頃予定	○	○ 一部事務 所は準備
		施工体制	○	H20.10頃 予定	H20.10頃 予定	○	○	○	○	H20.11 頃予定	○	○
		その他(企業の施工 実績、配置予定技術 者の能力等)	○	H20.10頃 予定	H20.10頃 予定	○	○	○	○	H20.11 頃予定	○	○ 一部事務 所は準備
	対応件数		—	—	—	363	308	341	337	—	739	—

※ 対応件数は平成20年4月から9月末日までの速報値。但し、北陸は9月24日、中部は8月末日、九州は9月29日まで。

P.4

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.5

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.6

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.7

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.8

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.9

2. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善

資料16-1を挿入

P.10

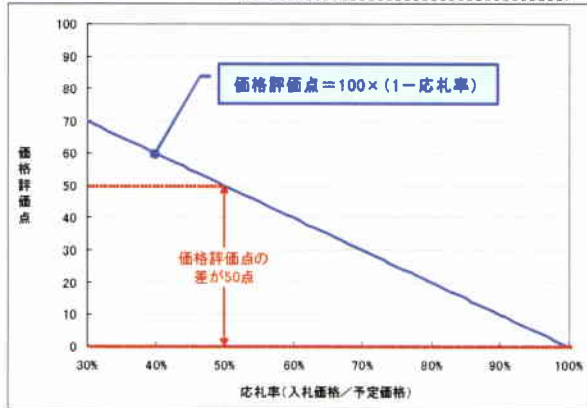
3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～加算方式と除算方式の比較①～

- 除算方式は、加算方式と比べて、極端な低入札が、評価値に与える影響が高い。

加算方式

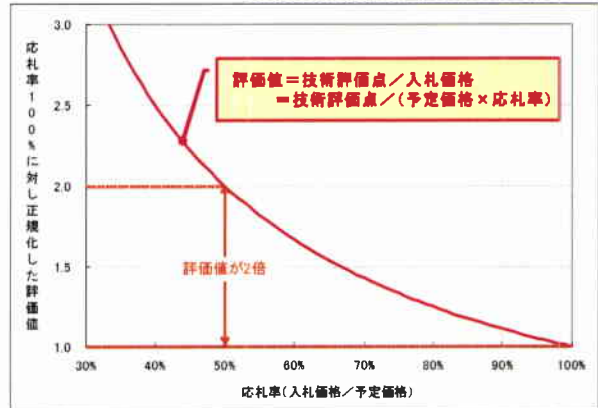
$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= A \times (1 - \text{応札率}) + B \times \text{得点率} \\ \text{入札率} &= \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \quad \text{得点率} = \frac{\text{得点}}{\text{加算点満点}} \end{aligned}$$



加算方式では、応札率50%の場合には、技術評価点を50点加点した場合と同等。
(※価格:技術=100点:100点の場合)

除算方式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \\ &= \frac{100 + \text{加算点満点} \times \text{得点率}}{\text{予定価格} \times \text{入札率}} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= \text{技術評価点} / (\text{予定価格} \times \text{応札率}) \end{aligned}$$



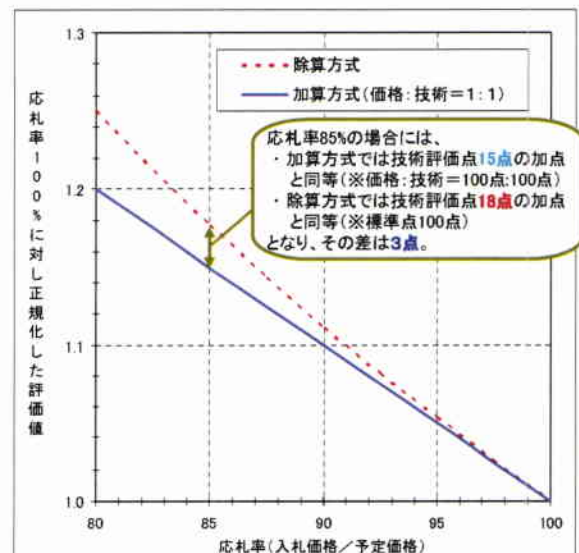
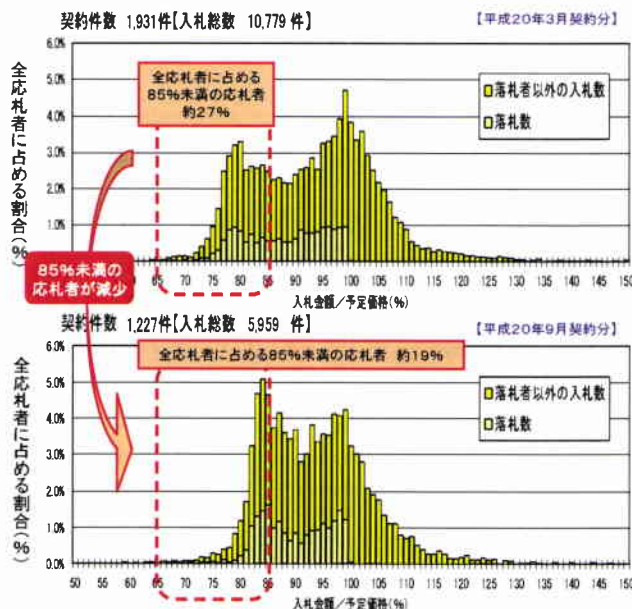
除算方式では、応札率50%の場合には、技術評価点を2倍に加点した場合と同等。

P.11

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～加算方式と除算方式の比較②～

- 施工体制確認型の導入により、実質、落札率が85%未満の応札行動は減少したことから、除算方式においては、極端な低入札が評価値に与える影響は排除されている。

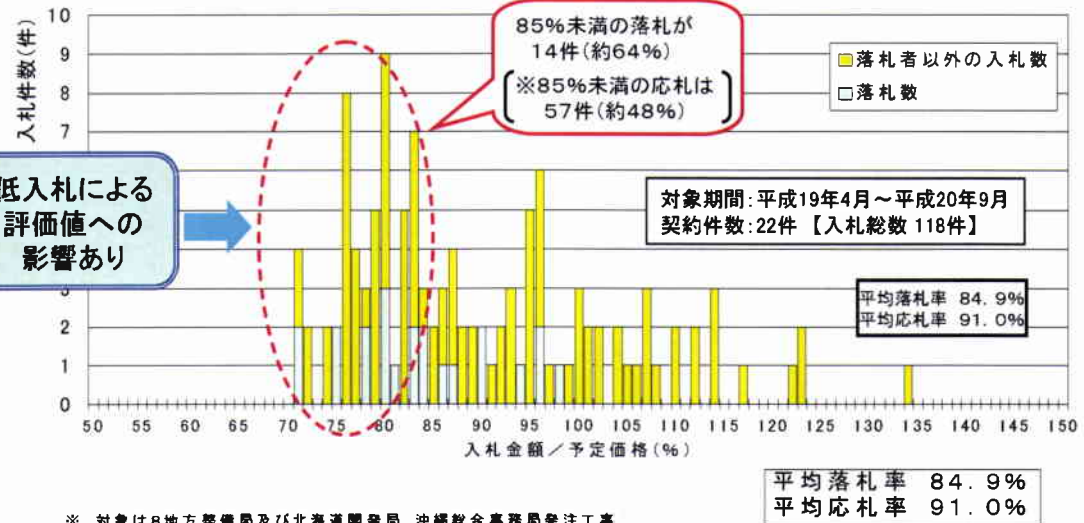


P.12

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-1. 総合評価の評価方法の違いによる効果検証 ～高度技術提案型における課題～

高度技術提案型の入札状況



➤ 低入札が品質確保に与える影響を厳格にチェック
技術提案毎に、見積額と応札額の乖離をヒアリング等で厳格にチェックする等の低入札防止対策を試行する。(平成20年度)

P.13

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-2. 技術提案に係る課題への対応

- 以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。
〔例〕・水素イオン濃度(pH)の範囲の差
・トンネル掘削余掘量
- コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。
- 求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。
- 予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型+見積り活用方式)を適用し、予定価格に反映する。
- 受発注者間の認識の乖離が生じないよう、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

P.14

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-2. 技術提案に係る課題への対応

参考：「過度な負担となる工法」等の例示の試行

- 北陸地方整備局では平成20年11月4日以降に公告するトンネル工事(4件)を対象に、「過度な負担となる工法」等の例示を試行。

入札説明書への記載例

【技術提案の評価】

注：提出された技術提案のうち、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合においては、より優位な評価はしない。

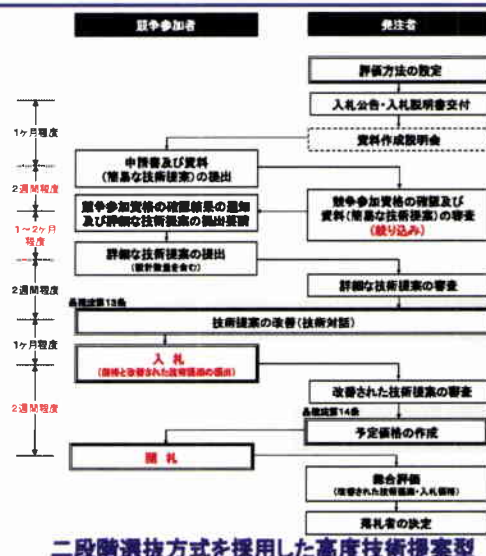
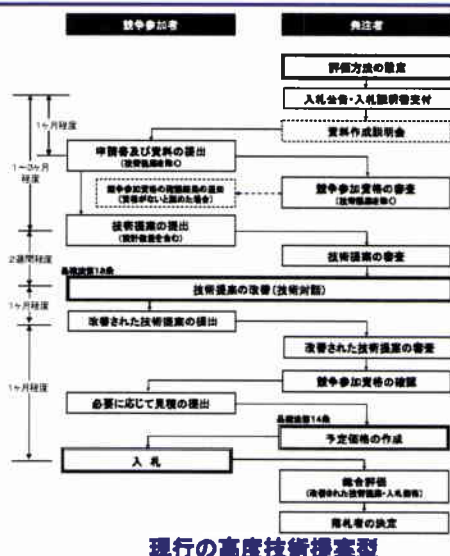
評価項目	評価内容	過度な施工提案	備考
覆工コンクリートの品質向上対策	施工方法等(コンクリート配合、型枠、打設、養生、品質管理)の技術提案について評価する。	過度とは、コンクリート用ひび割れ抑制ファイバー等、トンネル養生バルーン工法等を想定している。	過大
掘削ズリにおける環境保全対策	掘削ズリにおける環境保全対策の技術提案について評価する。	過度とは、機械設備の増設、専任の作業員(道路監視員など)の配置等を想定している。	過大
近接施工に伴う計測・観測方法	近接施工に伴う計測・観測方法の効果及びトンネル施工への活用の技術提案について評価する。	過度とは、計測設備の増設、専任の計測・観測員の配置等を想定している。	過大
坑口部の地滑り対策箇所における動態観測	坑口部の地滑り対策箇所における動態観測の施工への活用の技術提案について評価する。	過度とは、動態観測設備の増設、専任の監視員の配置等を想定している。	過大
沢部の低土被り区間の対策	沢部の低土被り区間の対策の技術提案について評価する。	過度とは、改良後の一軸圧縮強度1.5 N/mm ² 以上の技術提案を想定している。	上限値

P.15

3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-3. 二段階選抜方式について

- ◆ 「二段階選抜方式」のメリットについては、発注者は「技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮」、受注者側は「技術提案に係る負担の軽減」等と整理され、難易度の高い技術が必要な課題を設定する高度技術提案型等での試行に向けて検討するとされている。
- ◆ 本方式は入札に参加する者を選定することから指名競争入札方式とされている。
- ◆ 高度技術提案型等を適用する工事は、ほぼ全てWTO対象工事である。WTO協定上は指名競争入札も可能であるが、我が国の場合は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(H6.1.18閣議了解)において、WTO対象工事は「一般競争入札方式で調達を行う」としており、導入の前提として当該行動計画との整合性の確保を図る必要がある。
- ◆ そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。

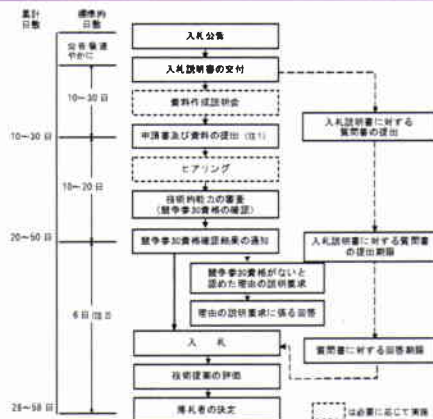


P.16

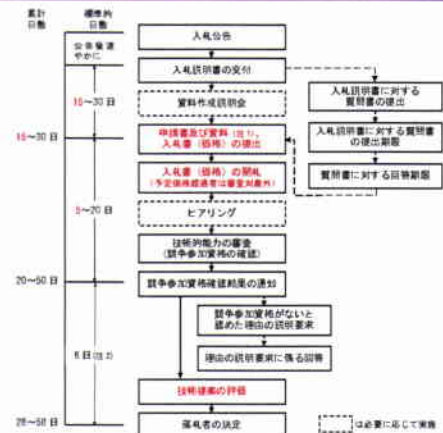
3. 総合評価方式における諸課題への対応

3-4. 事後審査型入札方式について

- ◆ 「事後審査型入札方式」のメリットについて、発注者側は「技術審査・評価に係る事務量の軽減」、受注者側は「配置予定技術者の確保期間の短縮」と整理され、標準型及び簡易型での試行に向けて検討するとされている。
- ◆ 予算決算及び会計令においては、一般競争入札を行うにあたり、**事前に入札参加者の確認を行うとされていることから、事後審査型入札方式のように入札参加資格を事前に確認することなく入札を行うためには予算令の改正等が必要。**
- ◆ そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。
- ◆ なお、当該入札方式は、開札後に技術審査を行うことから、**技術審査担当者が応札価格を確認できないシステムを設ける等の措置が必要である。**



現行の簡易型



事後審査型入札方式を採用した簡易型

P.17

公共工事における総合評価方式活用検討委員会

平成20年度とりまとめ(案)

参考資料

P.19

P.20

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

作成の目的について

- 本年次報告は、国土交通省における総合評価方式の現況を取りまとめ、公表することにより、同方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資することを目的として作成するものである。

P.21

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

【構成】

1. 平成19年度 年次報告のポイント
2. 総合評価方式の実施状況
 - 2-1. 普及・拡大の状況
 - 2-2. 落札者の状況
 - 2-3. 技術評価の実施状況
 - 2-4. 簡易型の評価項目
 - 2-5. 標準型の技術提案の設定課題
 - 2-6. 高度技術提案型の実施状況
3. 総合評価方式の導入効果
4. 低入札防止対策の実施効果

P.22

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

1. 平成19年度 年次報告のポイント **新規**

(1) 総合評価方式の普及・拡大の状況

- ・ 総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達した。(件数ベース:97.1%、金額ベース:99.3%)【P26、P27】
- ・ タイプ別の実施件数でみると、簡易型は平成17年度に約1,200件だったのが、平成19年度に約9,600件と大幅に増加し、総合評価方式の実施件数の増加に大きく寄与した。一方、標準型・高度技術提案型の件数の伸びは大きくない。【P26】

(2) 落札者の状況

- ・ 簡易型、標準型ともに最低価格者以外が落札する割合が増加するとともに、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合も増加した。特に、標準型では、最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合と最高得点者(最低価格者)のそれがほぼ同じ割合となり、技術評価の高さが落札結果に与える影響が大きくなりつつある。【P28、P31】
- ・ また、簡易型、標準型ともに、加算点の満点が高い工事ほど最高得点者が落札する割合が高い。【P30、P33】

P.23

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

1. 平成19年度 年次報告のポイント **新規**

(3) 技術評価の実施状況

- ・ 簡易型では、いずれの地方整備局等でも「簡易な施工計画」と「企業の施工能力」の配点を高めに設定されている。【P34】
- ・ 標準型では、技術提案に関する配点を高く設定している地方整備局等が多い。また技術提案以外の評価項目の内訳をみると、地方整備局等での配点割合に相違がみられる【P35、P36】
- ・ 標準型・高度技術提案型の課題設定状況をみると、各工種ともに「性能・機能」に関する事項を設定している工事が多く、配点割合も高い。【P37】
- ・ また、地方整備局等別にみても、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている。一方、「環境の維持」等に配点を行っている地方整備局等もある。【P38、P39】

(4) 簡易型における評価項目

- ・ 簡易型の評価項目別に、採用率が高いのは「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者」となっている。また平成18年度と比較して、平成19年度は「地域貢献度」の採用率が約2割増加している。【P40】
- ・ 簡易型の評価項目別に、落札者と非落札者の得点率の差が大きいのは、「簡易な施工計画」と「地理的条件」となっている。【P41】

P.24

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

1. 平成19年度 年次報告のポイント 新規

(5) 標準型における技術提案の課題設定状況

- 標準型の課題設定状況を工種ごとにみると、一般土木やプレストレスト・コンクリートでは、「コンクリートの耐久性向上」の採用率が高い。【P42】

(6) 総合評価方式の導入効果

- 総合評価方式の導入により、簡易型においては事故の発生率の低下が認められた。また、標準型においては、標準案を上回る技術提案が行われ、社会的便益の向上がみられた【P44】

(7) 低入札防止対策の実施効果

- 平成19年度は、平成18年度に対して、低入札件数が減少するとともに、応札率75%以下の応札者も減少しており、低入札防止対策の効果が現れている。【P45、P46】
- また、施工体制確認型を導入している工事の方が、導入していない工事よりも最高得点者が落札する割合が高くなっている。【P47】

P.25

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2. 総合評価方式の実施状況

2-1. 普及・拡大の状況

総合評価方式の適用率は年々増加し、平成19年度にほぼ100%に達した(件数ベース:97%、金額ベース:99%)。

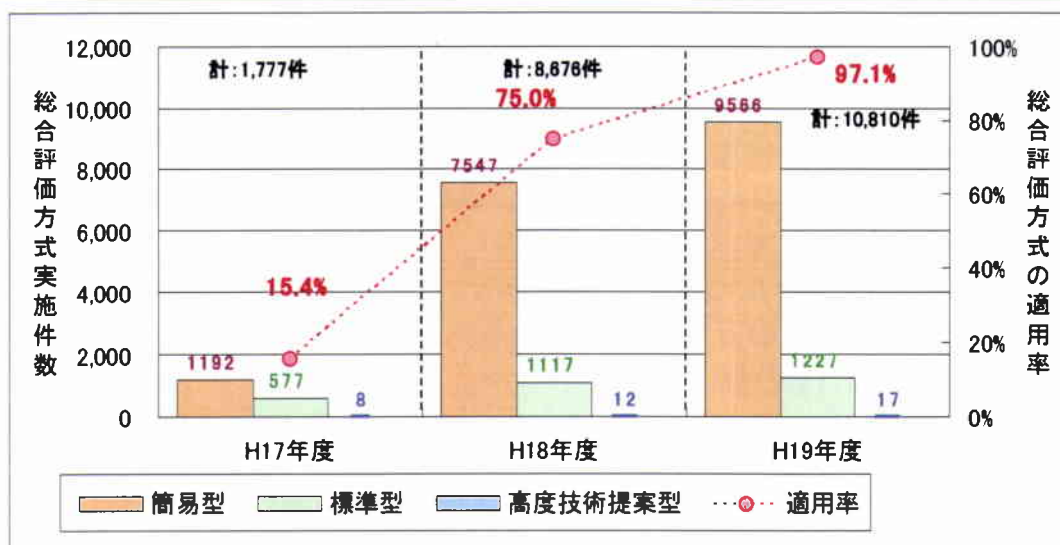


図1 年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1) 10地方整備局等(港湾含む)における実施件数。

注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。

P.26

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-1. 普及・拡大の状況 新規

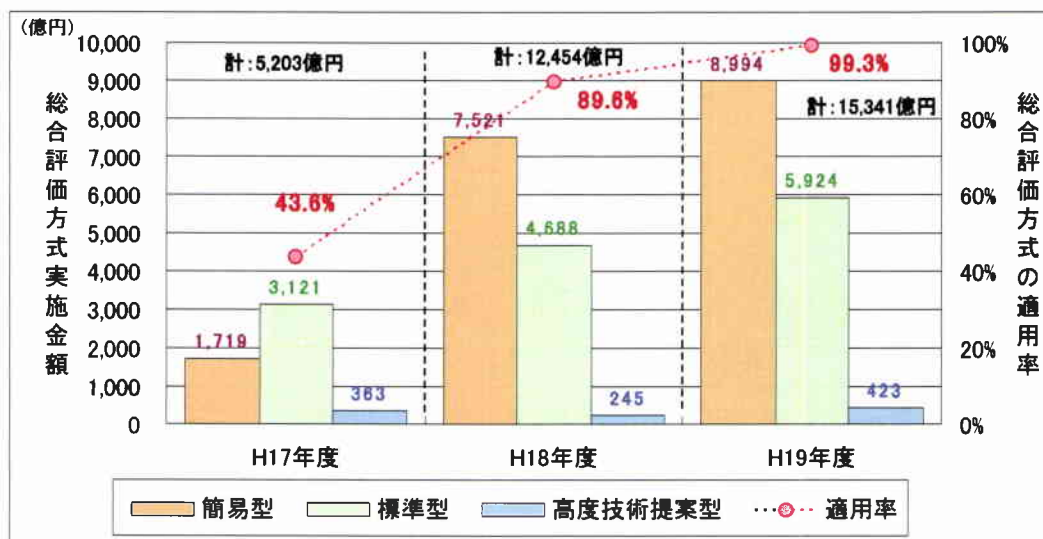


図2 年度別・タイプ別の実施状況(金額)

注1) 10地方整備局等(港湾含む)における当初実施金額。

注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事金額に対する総合評価方式実施金額の割合。

P.27

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成17年度の6.5%に対し、平成19年度は20.6%と大きく伸びている。

〔簡易型〕

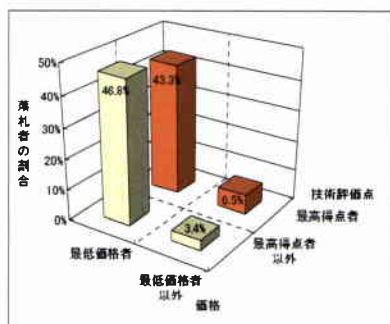


図3 落札者の内訳
(平成17年度)

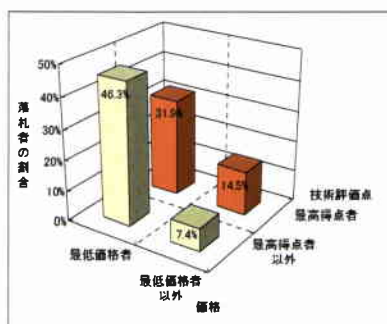


図4 落札者の内訳
(平成18年度)

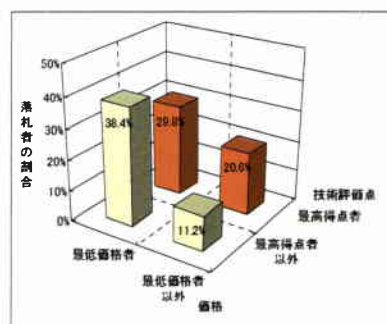


図5 落札者の内訳
(平成19年度)

注) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。(以降、特に注意書きがないものは同様。)

P.28

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

簡易型では、最低価格者以外が落札する割合が年々増加している。

〔簡易型〕



図6 落札者の内訳
(平成17年度)

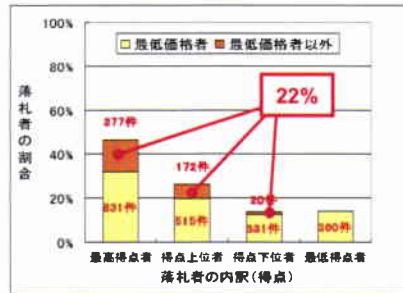


図7 落札者の内訳
(平成18年度)

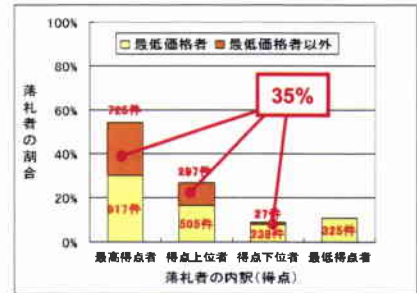


図8 落札者の内訳
(平成19年度)

P.29

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

簡易型では、加算点の満点が高い工事ほど、最高得点者が落札する割合が高くなる。

〔簡易型〕

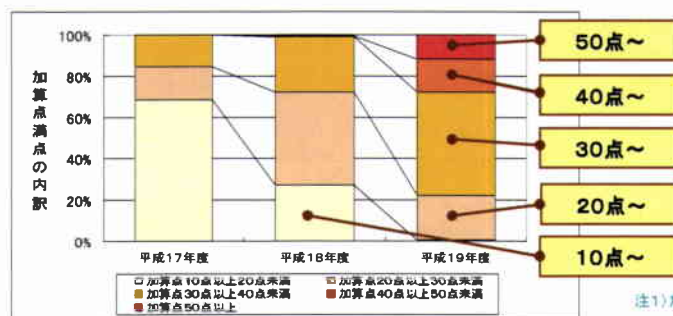


図9 年度別:加算点満点の内訳

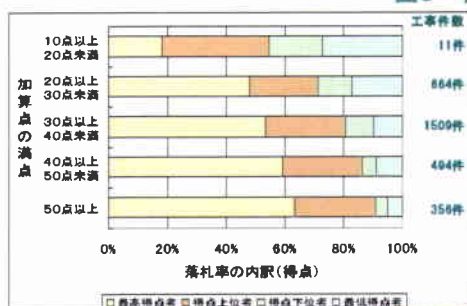


図10 加算点満点別:落札者の内訳(得点)
(平成19年度)

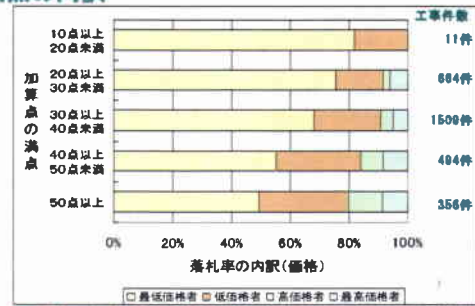


図11 加算点満点別:落札者の内訳(価格)
(平成19年度)

P.30

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、平成17年度の7.1%に対し、平成19年度は28.9%と大きく伸びている。

[標準型]

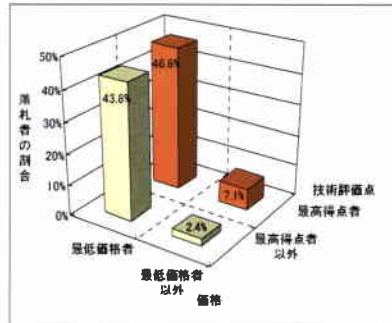


図12 落札者の内訳
(平成17年度)

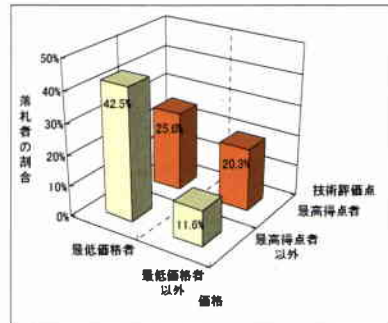


図13 落札者の内訳
(平成18年度)

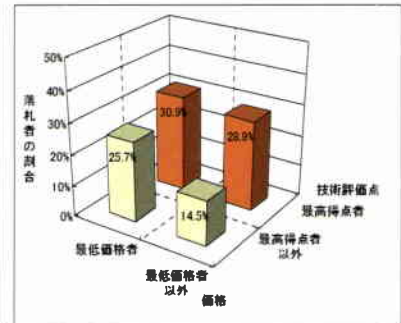


図14 落札者の内訳
(平成19年度)

P.31

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

標準型では、最低価格者以外が落札する割合が年々増加しており、その増加幅は簡易型に比べ大きい。

[標準型]



図15 落札者の内訳
(平成17年度)



図16 落札者の内訳
(平成18年度)

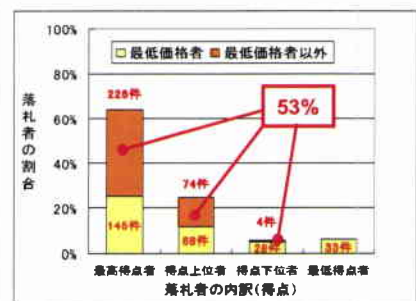
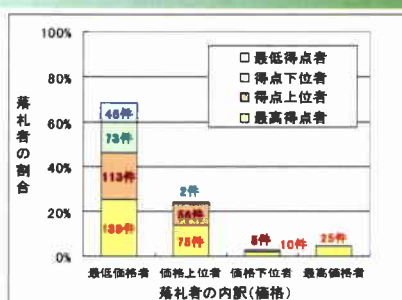
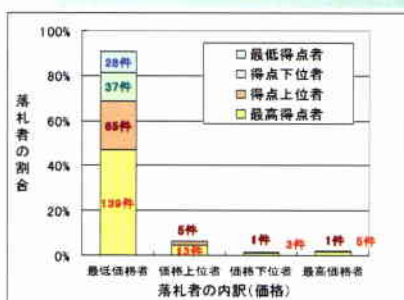


図17 落札者の内訳
(平成19年度)



P.32

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-2. 落札者の状況

標準型では、加算点の満点が高い工事ほど、最高得点者が落札する割合が高くなる傾向がみられる。

〔標準型〕

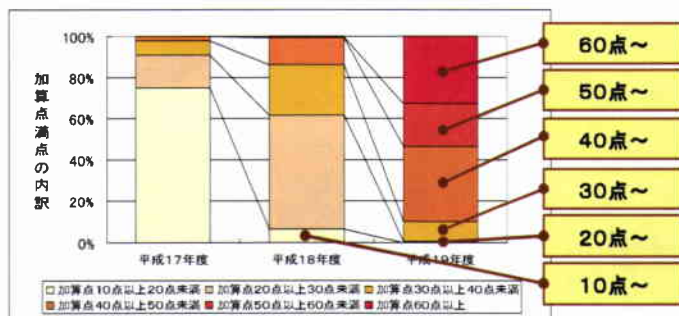


図18 年度別:加算点満点の内訳

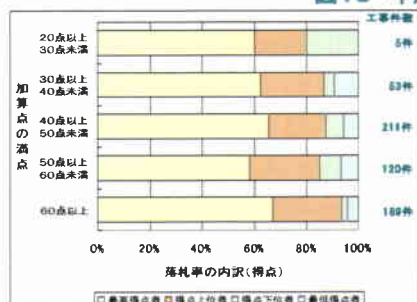


図19 加算点満点別:落札者の内訳(得点)
(平成19年度)

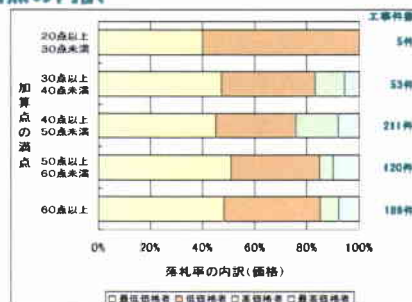


図20 加算点満点別:落札者の内訳(価格)
(平成19年度)

P.33

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

簡易型では「簡易な施工計画」と「企業の施工能力」の配点を高めに設定されている。

〔簡易型〕

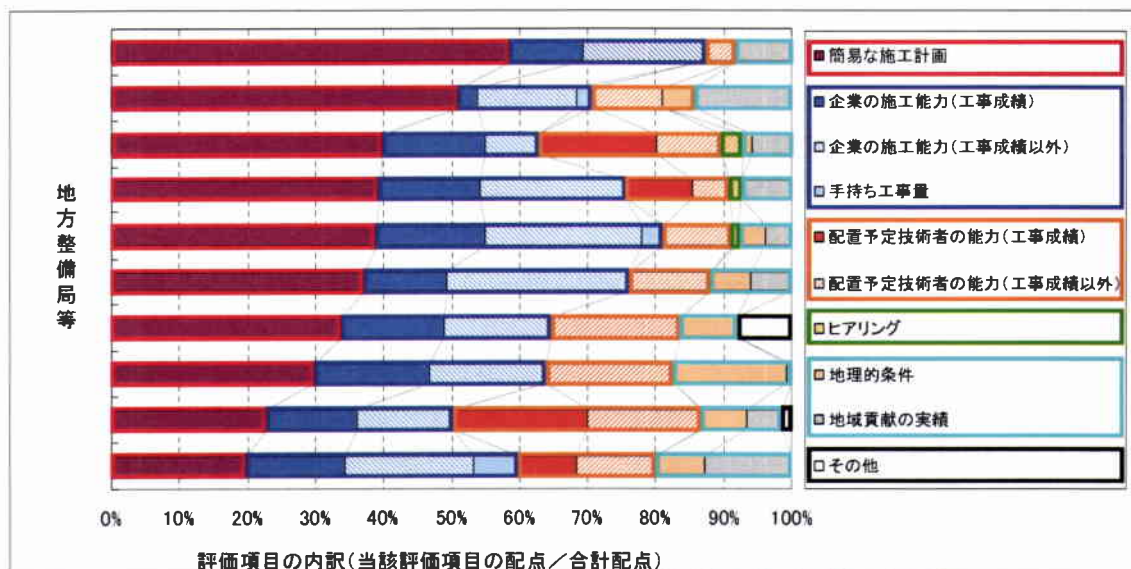


図21 地整等別 各評価項目の配点率(簡易型) (平成19年度)

注1) 10地方整備局等が発注した平成19年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

P.34

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

標準型では技術提案に関する配点を高く設定している地方整備局等が多い。

〔標準型〕

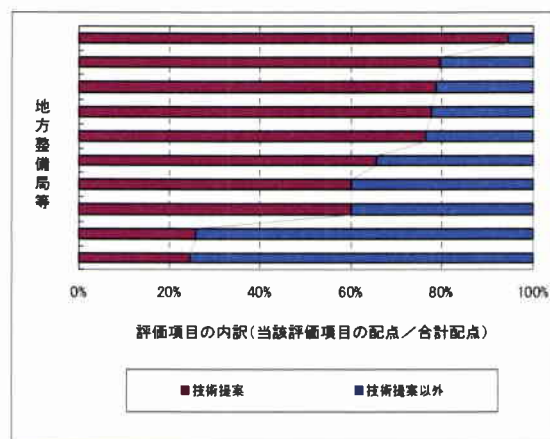


図22 地整等別 技術提案と技術提案以外の評価項目の配点率(標準型) (平成19年度)

注1) 10地方整備局等が発注した平成19年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2) 標準型の配点率は、技術提案を除いた配点(素点)の合計に対する当該評価項目の配点(素点)の割合

P.35

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

技術提案以外の評価項目の内訳をみると、地方整備局等の間での配点割合に相違がみられる。

〔標準型〕

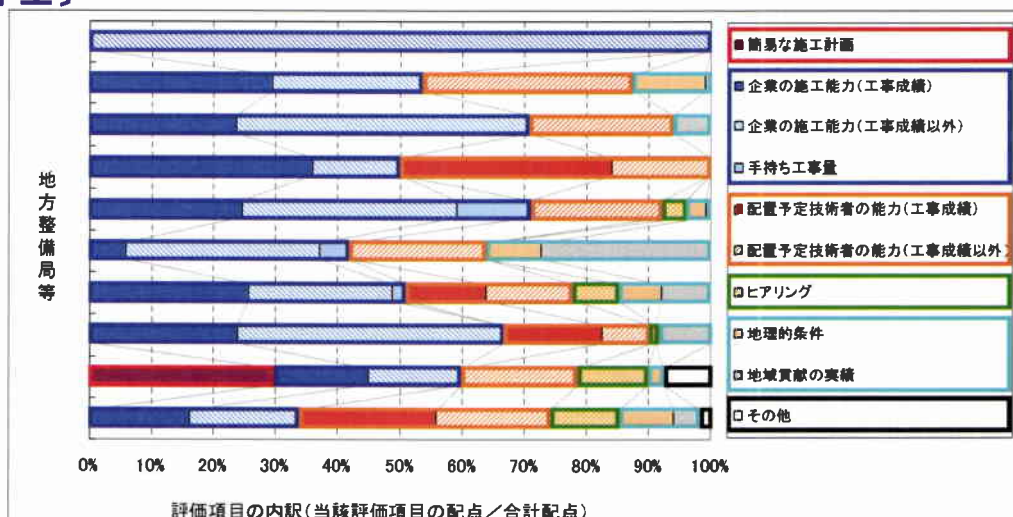


図23 地整等別 技術提案以外の評価項目の配点率(標準型) (平成19年度)

注1) 10地方整備局等が発注した平成19年度第1～3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認でき、かつ主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

注2) 標準型の配点率は、技術提案を除いた配点(素点)の合計に対する当該評価項目の配点(素点)の割合

P.36

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

各工種ともに、「性能・機能」に関する事項を技術提案課題としている工事が多く、配点割合も高く設定されている。

表1 技術提案課題の採用率と配点率【標準型・高度技術提案型】

大項目	中項目	Co構造物工事 〔256件〕		通信工事 〔159件〕		As舗装工事 〔156件〕		鋼橋上部工事 〔152件〕		土工事 〔142件〕		PC橋上部工事 〔124件〕		
		採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	採用率	配点率	
総合的なコスト に関する事項	ライフサイクルコスト・補償費等	0.4%	(0.2%)	94.3%	(40.4%)			1.3%	(0.5%)			3.2%	(1.6%)	
工事目的物の 性能・機能 に関する事項	性能・機能		79.3%	(61.7%)	93.7%	(56.4%)	87.2%	(67.9%)	80.3%	(55.3%)	60.5%	(54.4%)	92.7%	(78.1%)
		耐久性	69.1%	(49.9%)	3.8%	(1.3%)	25.0%	(13.7%)	70.4%	(46.0%)	40.8%	(30.1%)	83.1%	(68.1%)
		安定性	12.9%	(7.4%)	60.4%	(16.3%)	1.3%	(0.4%)	9.9%	(3.8%)	18.4%	(12.8%)	2.4%	(0.8%)
		その他	9.8%	(5.4%)	89.9%	(38.8%)	76.3%	(53.8%)	13.8%	(5.5%)	15.0%	(11.5%)	14.5%	(9.2%)
社会的要請 に関する事項	環境の維持		51.2%	(20.6%)	1.3%	(0.3%)	13.5%	(4.8%)	36.8%	(10.4%)	44.9%	(30.7%)	16.9%	(5.1%)
		騒音	29.3%	(8.1%)			11.5%	(3.5%)	21.7%	(4.3%)	19.0%	(4.3%)	6.5%	(0.5%)
		振動	18.4%	(3.1%)			2.6%	(0.1%)	3.3%	(0.4%)	15.6%	(3.9%)	1.6%	(0.2%)
		粉塵	5.9%	(1.0%)			1.3%	(0.0%)	7.2%	(0.8%)	13.6%	(5.6%)	0.8%	(0.1%)
		その他	24.2%	(8.4%)	1.3%	(0.3%)	1.9%	(1.1%)	20.4%	(4.9%)	31.3%	(16.9%)	11.3%	(4.0%)
	交通の確保	11.7%	(4.8%)			26.3%	(11.3%)	28.9%	(12.2%)	6.1%	(3.2%)	24.2%	(4.8%)	
	特別な安全対策	28.5%	(12.4%)	6.8%	(3.0%)	34.6%	(12.8%)	52.0%	(21.4%)	21.8%	(11.6%)	30.6%	(9.3%)	
	省資源対策又はリサイクル対策	5.1%	(0.4%)			3.2%	(3.2%)	2.0%	(0.1%)	2.0%	(0.1%)	21.8%	(1.0%)	

注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成18年度から平成19年度第3四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い6工種を対象に集計(CORINSデータとマッチングできた1,607件を活用)。

P.37

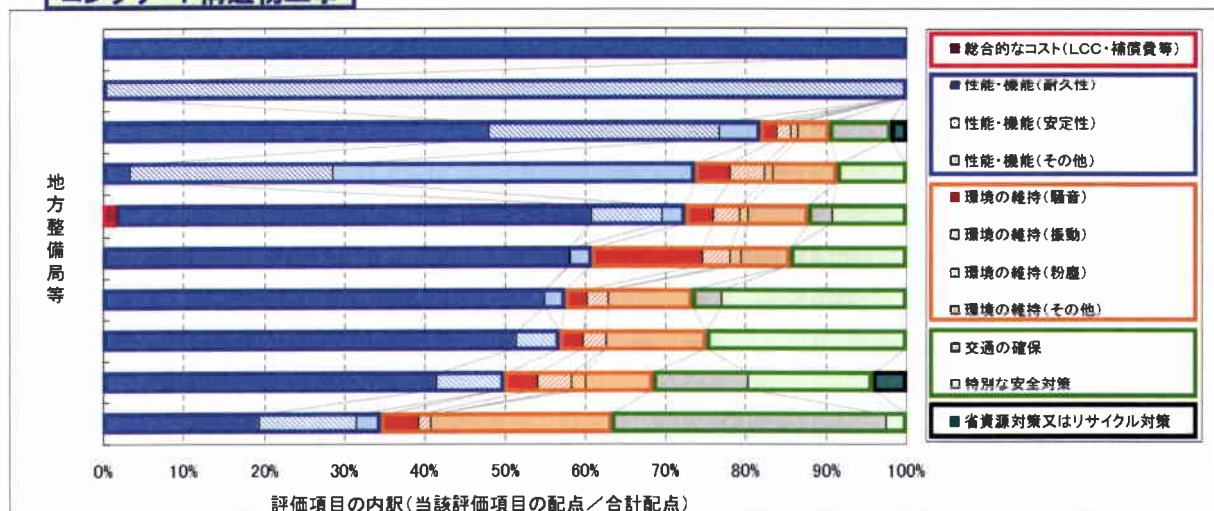
参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

コンクリート構造物工事の技術提案課題の配点率を地方整備局等別にみると、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている一方、「環境の維持」や「交通の確保」に配点を行っている地方整備局等もある。

〔標準型・高度技術提案型〕

コンクリート構造物工事



注1)10地方整備局等が発注した平成18年度第1四半期～平成19年度第3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認できた工事を対象。

P.38

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-3. 技術評価の実施状況 新規

土工事の技術提案課題の配点率を地方整備局等別にみると、ほとんどの地方整備局等で「性能・機能」に関する評価項目について配点を行っている一方、「環境の維持」に配点を行っている地方整備局等もある。

〔標準型・高度技術提案型〕

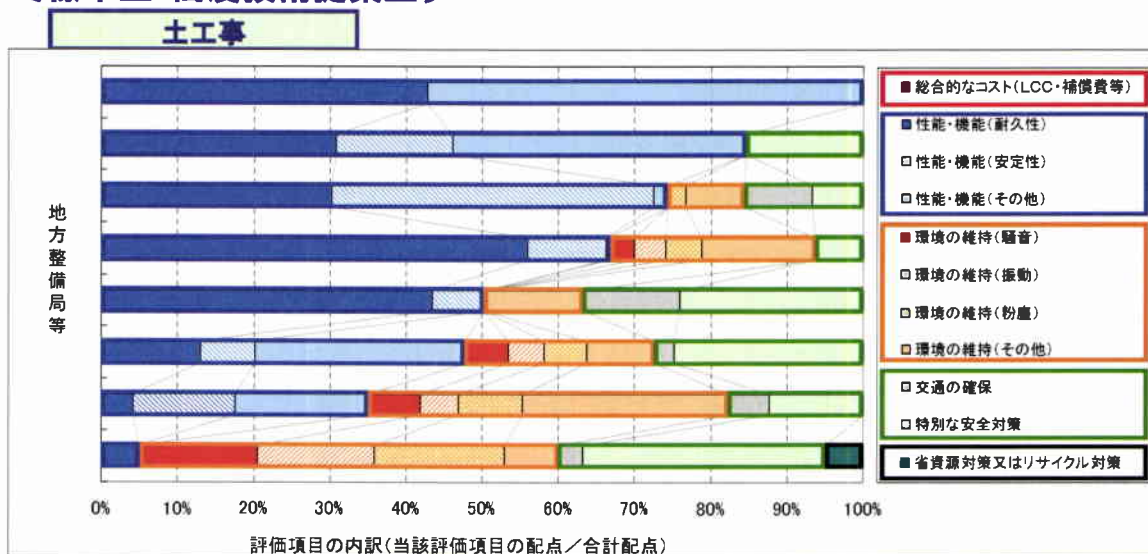


図25 地整等別 技術提案課題の配点率(標準型・高度技術提案型) (平成18年度～19年度)

注1) 10地方整備局等が免注した平成18年度第1四半期～平成19年度第3四半期の契約工事のうち、各評価項目の詳細配点が確認できた地整等の工事を対象。

P.39

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-4. 簡易型における評価項目

簡易型の評価項目のうち、採用率が特に高いのは、「簡易な施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」であり、次いで「地域貢献の実績」も高い。

また、平成19年度において、「地理的条件」、「地域貢献の実績」の採用率が増加し、「手持ち工事量」、「ヒアリング」は減少している。

〔簡易型〕

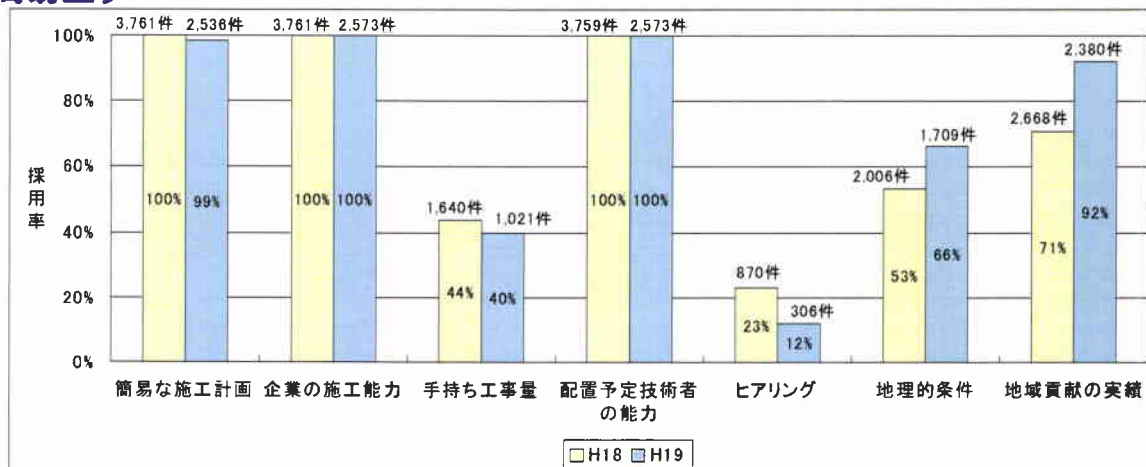


図26 各評価項目の採用率(平成18年度・19年度)

注1) 採用率 総合評価方式の全適用工事に対する当該評価項目の採用工事の割合。

注2) 配点 各工事の加算点の満点に対する当該評価項目の加算点の配点割合。

注3) 平成19年度は第1～3四半期の工事を対象。

P.40

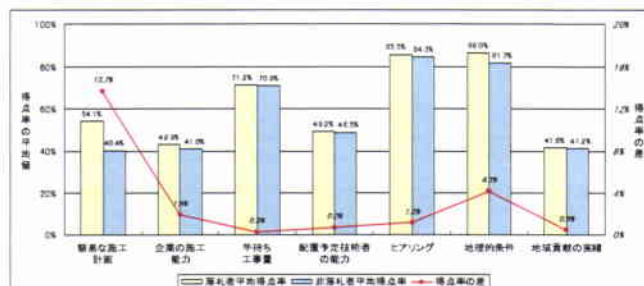
参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-4. 簡易型における評価項目

簡易型では、得点率の平均値が高いのは「地理的条件」、「ヒアリング」、及び「手持ち工事量」である。
また、落札者と非落札者で得点率に差がついているのは、「簡易な施工計画」、「地理的条件」である。

〔簡易型〕

平成18年度



平成19年度

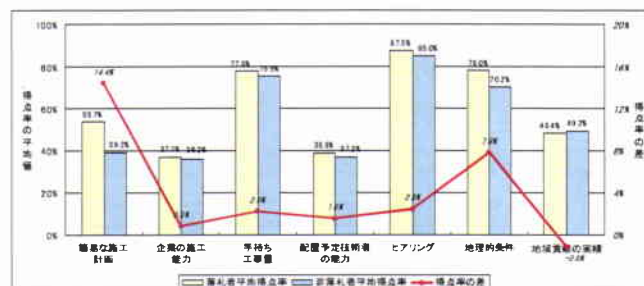


図27 各評価項目の落札者と非落札者の得点率と得点率の差

注1) 得点率の差: 落札者と非落札者の平均得点率の差。

注2) 平成19年度は第1～3四半期の工事を対象。

P.41

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-5. 標準型における技術提案の課題設定状況

標準型の課題設定状況を工種別にみると、一般土木とプレストレスト・コンクリートでは、「コンクリートの耐久性向上」の採用率が高く、平成19年度の採用率は平成18年度に比べ増加している。

アスファルト舗装では「一般交通等に対する安全対策」、「舗装完成時の平坦性」の採用率が高い。また、平成19年度において、「一般交通等に対する安全対策」、「路面走行騒音の低減値」は増加している。

鋼橋上部工では、「工事中的騒音対策・低減値」の採用率が高く、平成19年度の採用率は平成18年度に比べ増加している。

〔標準型〕

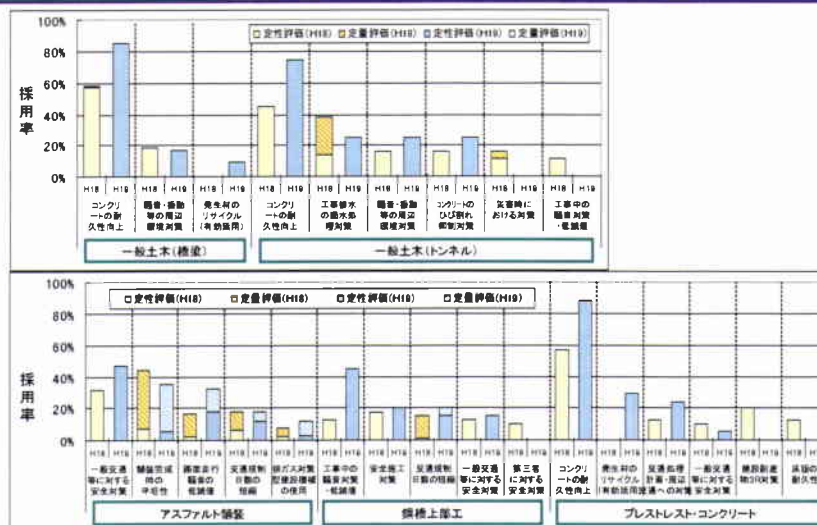


図28 技術提案に係る具体的な課題の設定状況(平成18年度、平成19年度)

注1) 採用率: 総合評価方式の全適用工事に対する当該評価項目分類の採用工事の割合。

注2) 平成19年度は第1～3四半期の工事を対象。

P.42

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

2-6. 高度技術提案型の実施状況

高度技術提案型では、落札率が75%以下のものが見受けられる。

〔高度技術提案型〕

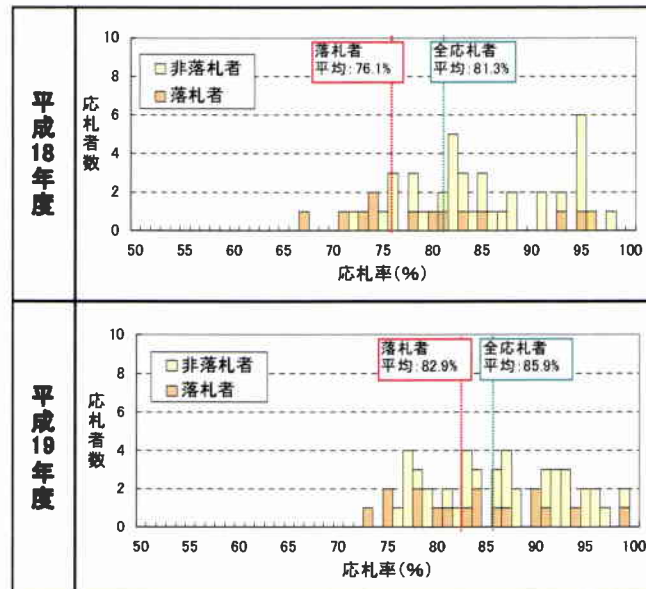


図29 応札率の分布(高度技術提案型)

P.43

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

3. 総合評価方式の導入効果

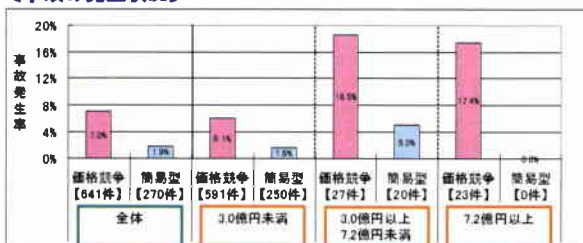
事故の発生率の変化や社会的便益の向上の程度により効果の検証を行った結果、次のことがわかった。

価格競争に比べ、簡易型における事故の発生率は低い。(価格競争7.0%、簡易型1.9%)傾向がみられる。

標準型では、多くの工事において発注者が示す仕様(標準案)を上回る技術提案が行われており、社会的便益の向上がみられる。

〔簡易型〕確実な施工の確保
→ 事故や粗雑工事の発生率の低下

〔事故の発生状況〕

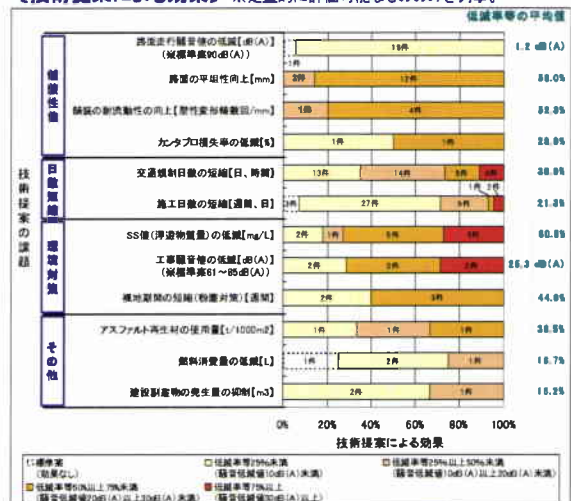


注1) 関東地方整備局におけるH18年度完成工事を対象。
注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。
注3) 事故発生率=延べ事故発生件数/工事件数。

注1) H18年度完成工事を対象。
注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。
注3) 低減率等(%)は、1-(履行値÷標準案)の絶対値として算出。
騒音値の低減は、騒音低減値の内訳と平均。

〔標準型〕更なる品質の向上
→ 技術提案による社会的便益の向上

〔技術提案による効果〕 ※定量的に評価可能なもののみを列挙。



P.44

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

4. 低入札防止対策の実施効果 新規

簡易型及び標準型において、平成19年度の低入札件数及び割合は平成18年度に比べ、減少している。

〔簡易型〕

〔標準型〕

〔高度技術提案型〕

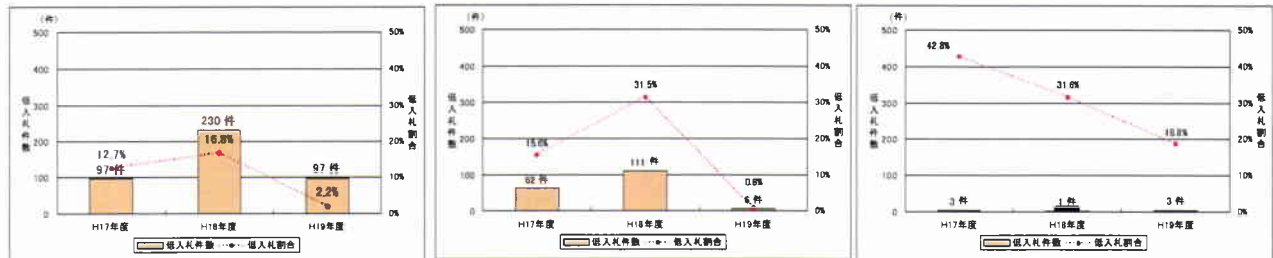


図30 低入札件数と低入札割合(件数)の推移

注) 8地方整備局、主要4工種を対象。

P.45

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

4. 低入札防止対策の実施効果

平成19年度においては応札率75%以下の応札はほとんど見受けられない。

〔簡易型〕

〔標準型〕

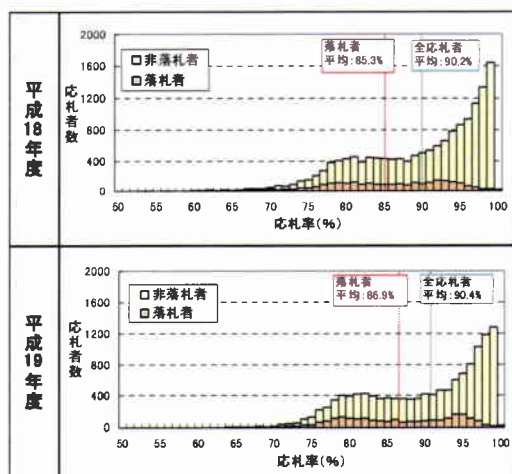


図31 応札率の分布(簡易型)

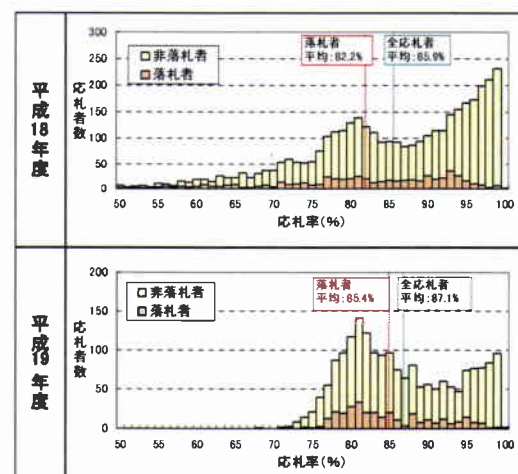


図32 応札率の分布(標準型)

注) 1) 予定価格内1者の工事を除く。

P.46

参考1. 直轄工事における総合評価方式の実施状況(年次報告)

4. 低入札防止対策の実施効果

施工体制確認型を導入している工事では、最低価格者以外が落札する割合が未導入に比べて高くなる。

[簡易型]



図33 施工体制確認型における落札者の内訳(平成19年度)

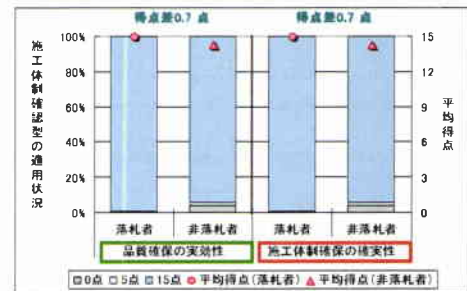


図34 施工体制評価点の得点状況(平成19年度)

[標準型]

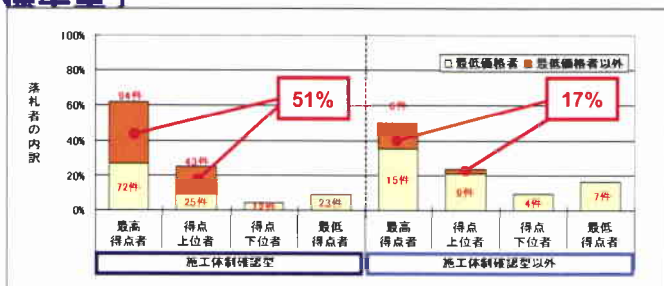


図35 施工体制確認型における落札者の内訳(平成19年度)

注1) 予定価格内1者の工事を除く。

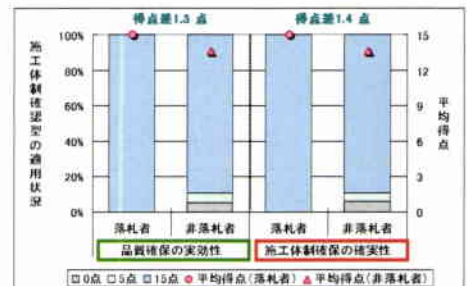


図36 施工体制評価点の得点状況(平成19年度)

P.47

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

表1 アンケート対象数と回答状況

区分		対象数	回答数	回答率
国土交通省地方整備局等		10	10 ^{注1)}	100.0%
地方公共団体	都道府県	47	44 ^{注2)}	93.8%
	政令市	17	16 ^{注2)}	94.4%
	市町村	1,799	1,471	81.8%
建設会社	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229	81.2%
	(社)日本土木工業協会加盟企業	126	72	57.1%

注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。

2)この他に複数回答した地方公共団体が2あった。

3)以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。

P.49

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

① 総合評価方式の導入効果

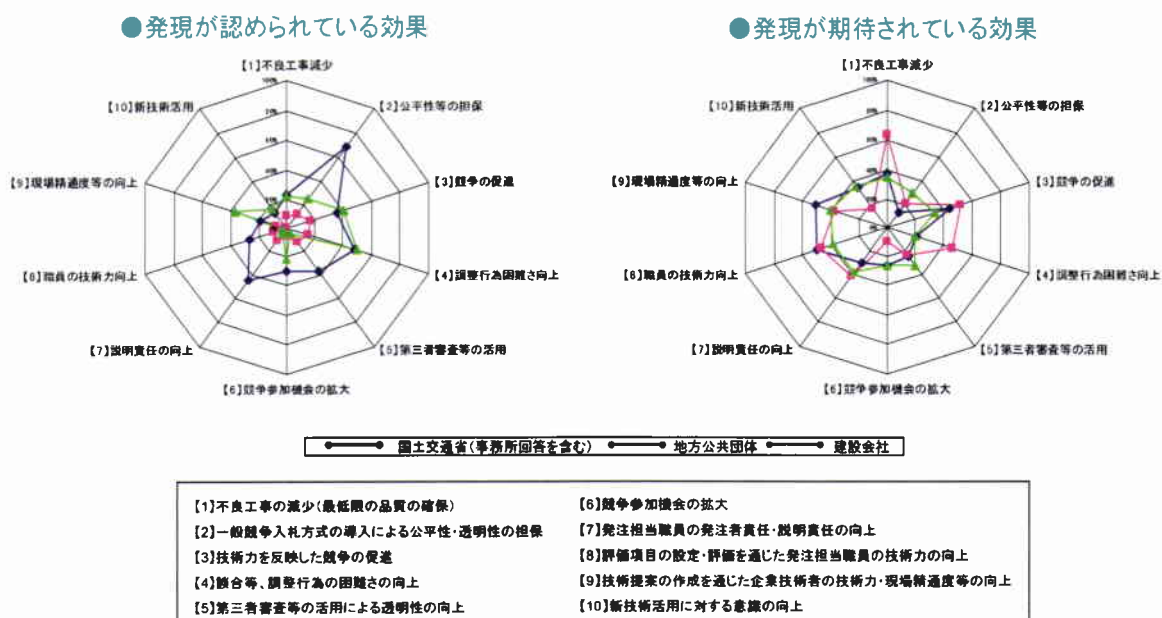


図1 総合評価方式の導入効果

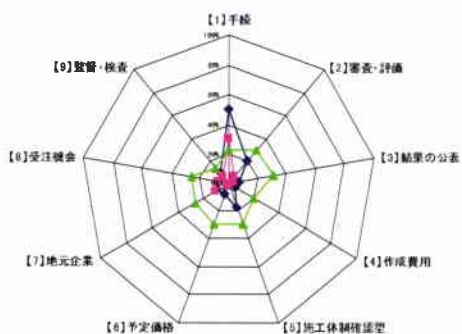
P.50

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

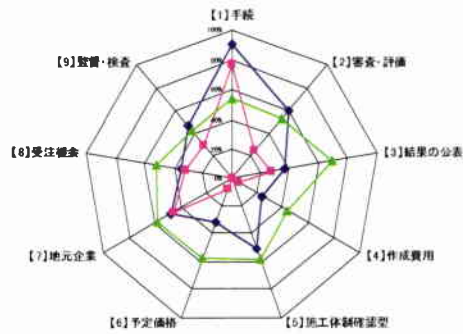
(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

●①問題認識として特に重要



●①問題認識として特に重要+②問題認識として重要



● 国土交通省(事務所回答を含む) ● 地方公共団体 ● 建設会社

【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項
【2】技術提案の審査に係る事項
【3】評価結果の公表に係る事項
【4】技術提案の作成費用に係る事項
【5】施工体制確認型に係る事項(地方公共団体を除く)

【6】技術提案と予定価格に係る事項
【7】地元企業の活用に係る事項
【8】受注機会の確保に係る事項
【9】技術提案に対する監督・検査に係る事項

図2 導入に対する問題認識

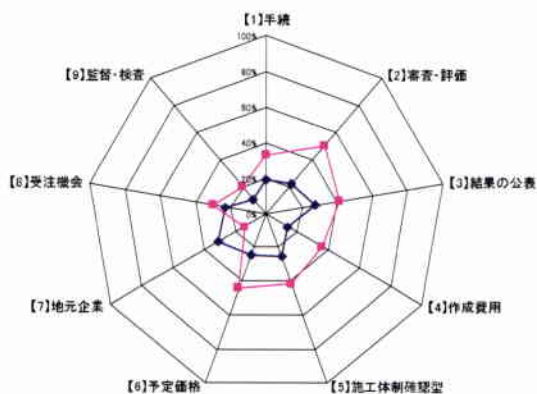
P.51

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

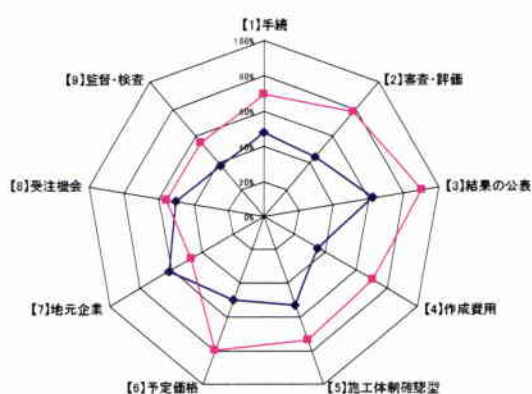
(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

●①問題認識として特に重要



●①問題認識として特に重要+②問題認識として重要



● 全建 ● 土工協

【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項
【2】技術提案の審査に係る事項
【3】評価結果の公表に係る事項
【4】技術提案の作成費用に係る事項
【5】施工体制確認型に係る事項(地方公共団体を除く)

【6】技術提案と予定価格に係る事項
【7】地元企業の活用に係る事項
【8】受注機会の確保に係る事項
【9】技術提案に対する監督・検査に係る事項

図3 導入に対する問題認識

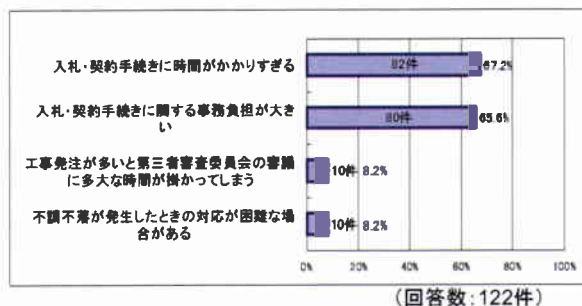
P.52

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

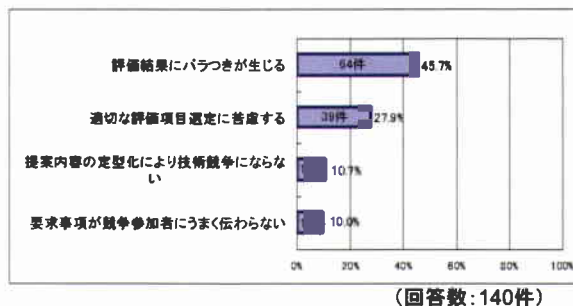
(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



【2】技術提案の審査・評価に係る事項



※図2において、「①問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。
(回答数は各グラフの下に示す)
※複数回答がある。

図4 導入に対する具体的な問題認識(国土交通省)

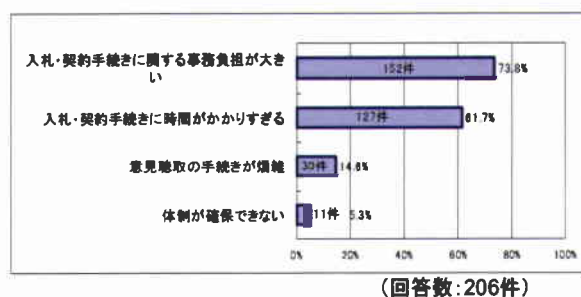
P.53

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

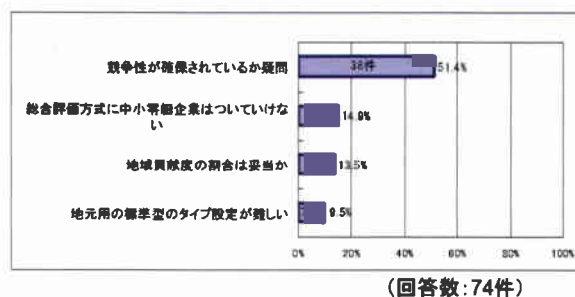
(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



【7】地元企業の活用に係る事項



※図2において、「①問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、上位2つを示す。(回答数は各グラフの下に示す)
※複数回答がある。

図5 導入に対する具体的な問題認識(地方公共団体)

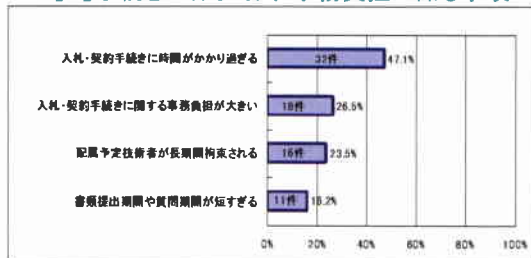
P.54

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

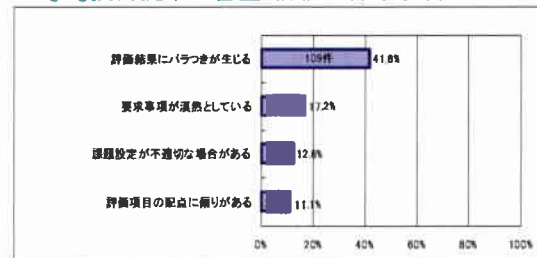
(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

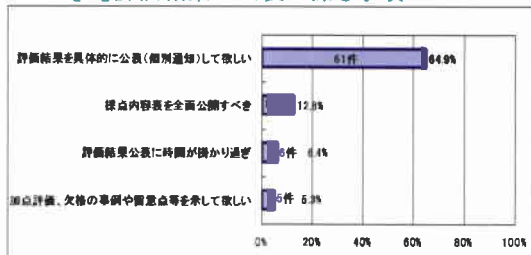
【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項



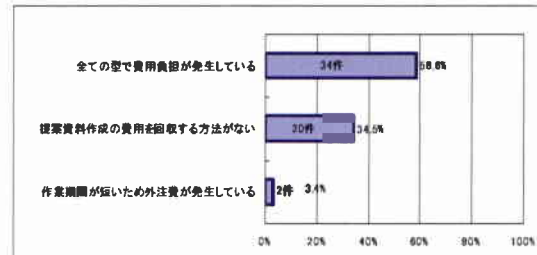
【2】技術提案の審査・評価に係る事項



【3】評価結果の公表に係る事項



【4】技術提案の作成費用に係る事項



※図2において、「①問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。
(回答数は各グラフの下に示す)

※複数回答がある。

図6 導入に対する具体的な問題認識(建設会社)(1/2)

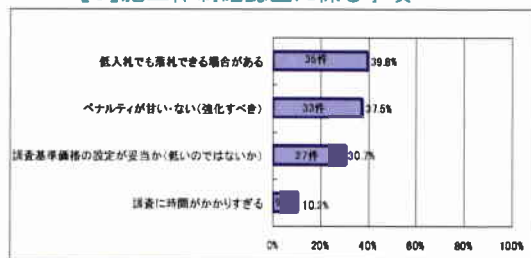
P.55

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

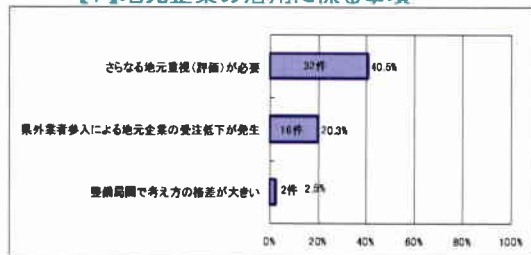
【5】施工体制確認型に係る事項



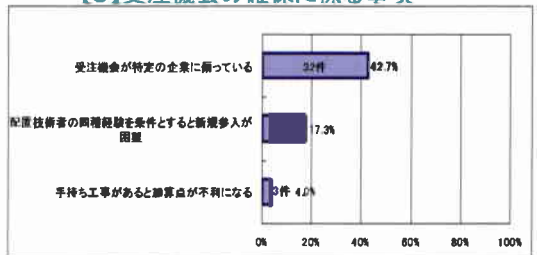
【6】技術提案と予定価格に係る事項



【7】地元企業の活用に係る事項



【8】受注機会の確保に係る事項



※図2において、「①問題認識として特に重要」を選択した回答のうち、回答率が2割を超えているものを示す。
(回答数は各グラフの下に示す)

※複数回答がある。

図7 導入に対する具体的な問題認識(建設会社)(2/2)

P.56

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

●公開(公表)していくべき事項



図8 評価結果の情報公開

P.57

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(1) 総合評価方式の導入効果・問題認識

② 導入に対する問題認識

●公開(公表)していくべき事項

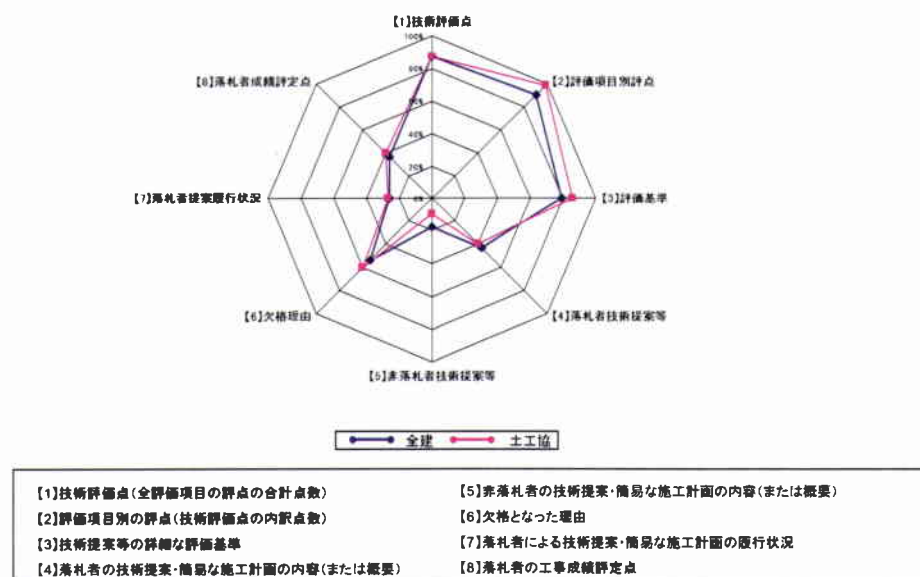


図9 評価結果の情報公開

P.58

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

① 総合評価方式の導入状況

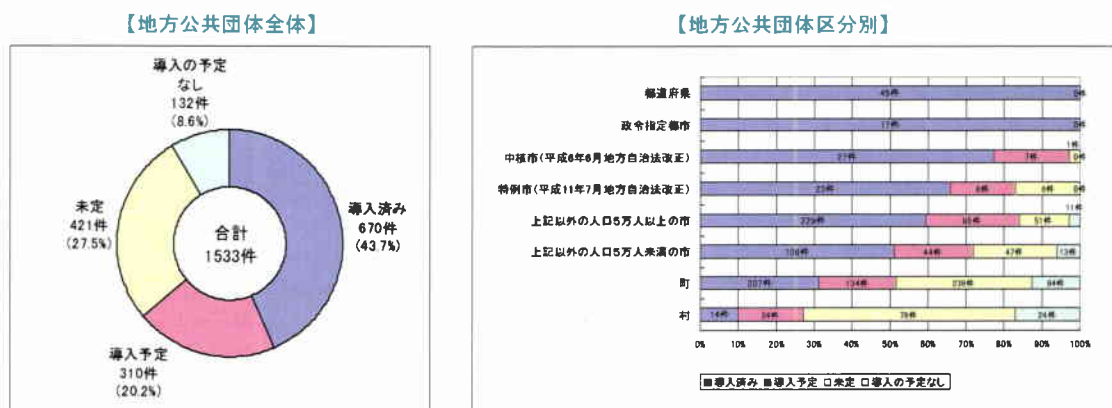


図10 総合評価方式導入の有無

P.59

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

① 総合評価方式の導入状況

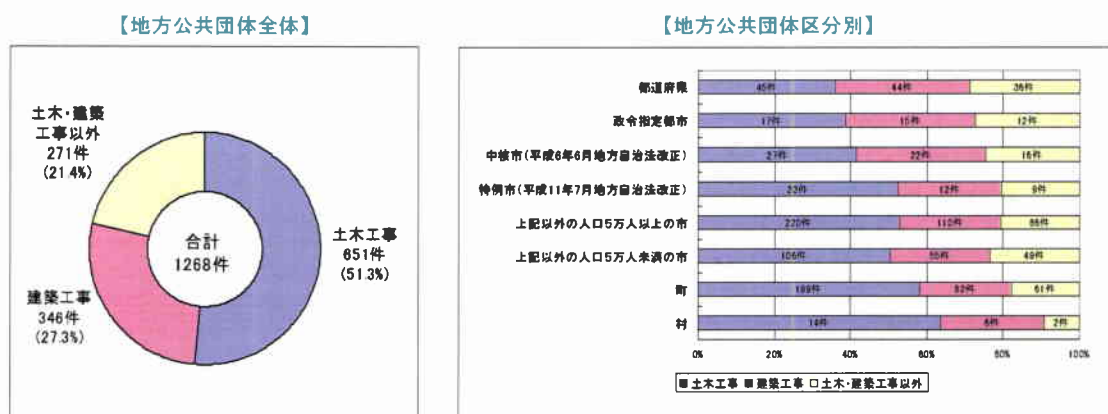


図11 総合評価方式の対象工事の範囲

P.60

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

① 総合評価方式の導入状況

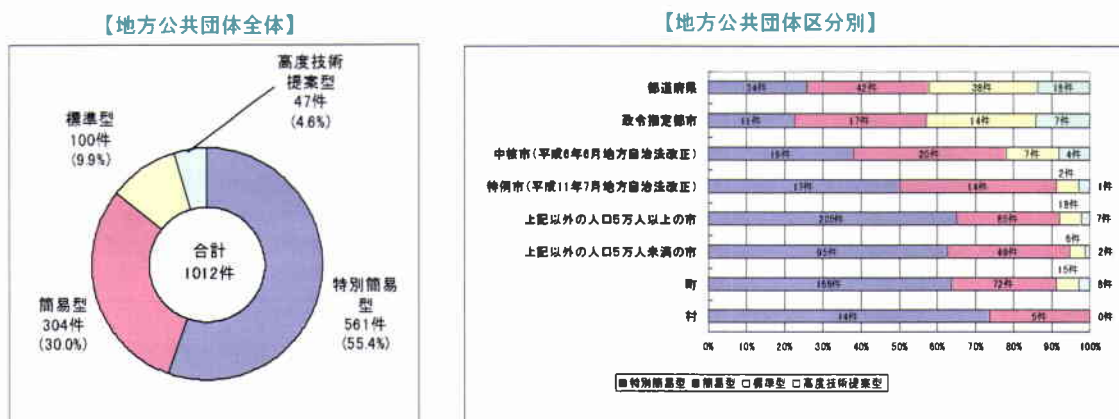


図12 導入している総合評価方式のタイプ

P.61

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

① 総合評価方式の導入状況

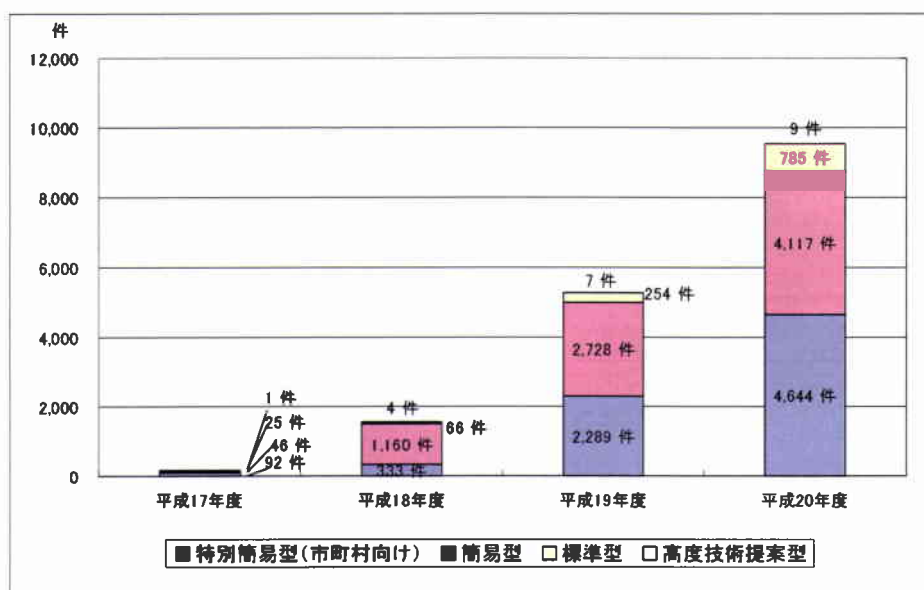


図13 総合評価方式の適用実績

P.62

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

② 地方公共団体における総合評価方式の普及促進について

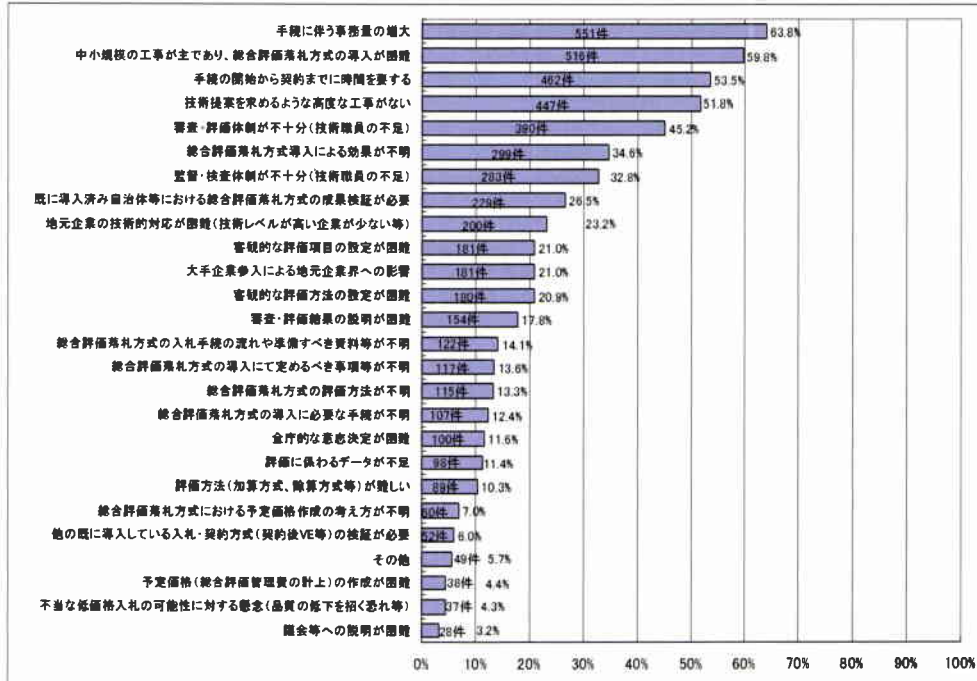


図14 導入困難理由

P.63

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(2) 地方公共団体における総合評価方式の導入状況等

② 地方公共団体における総合評価方式の普及促進について

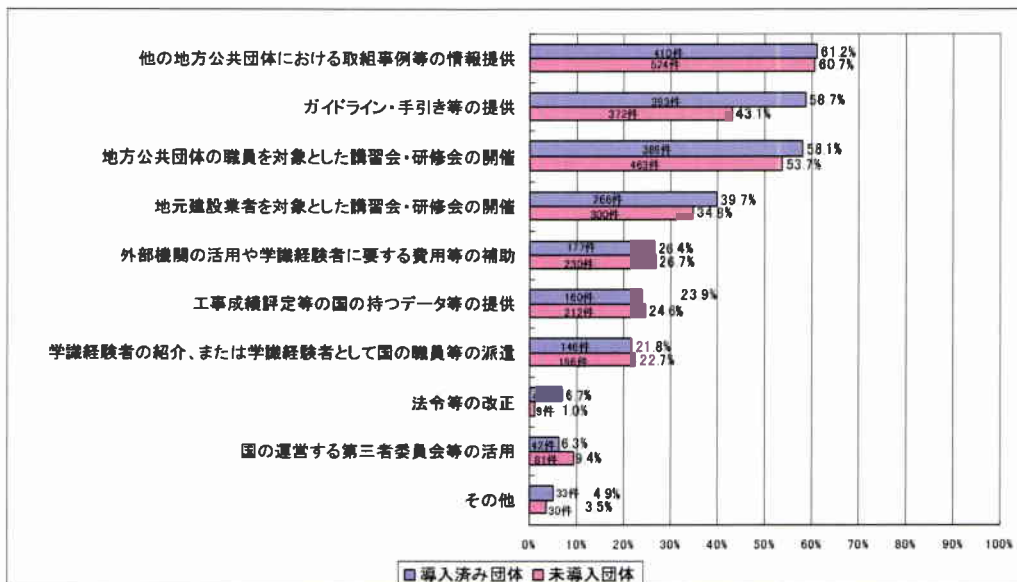


図15 希望する普及促進方法

P.64

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

① 評価すべき項目、評価の対象とすべきでない項目

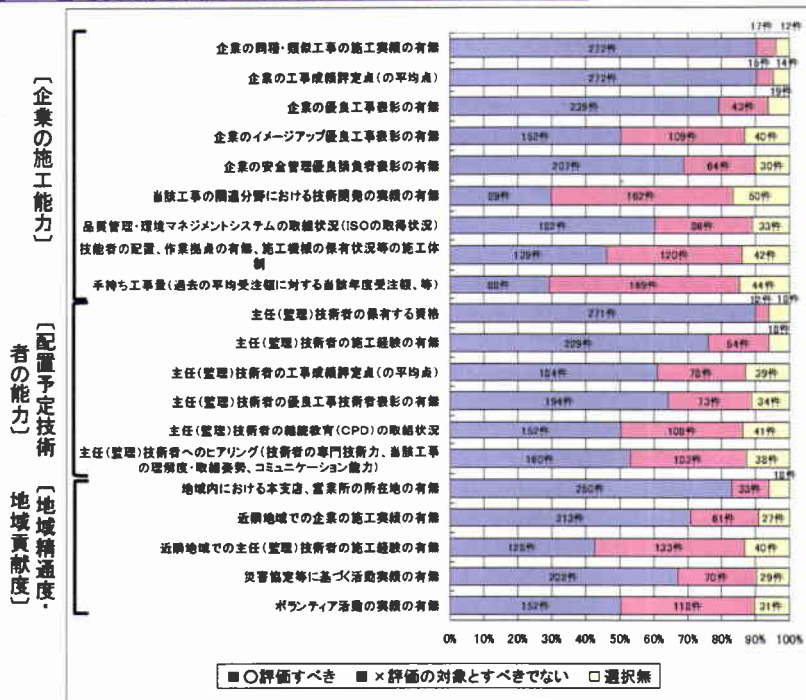


図16 評価項目設定

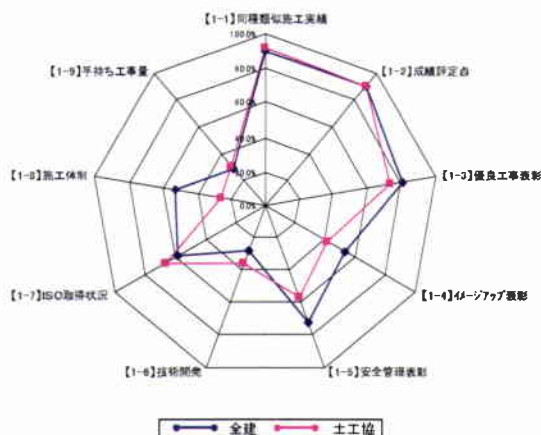
P.65

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

② 評価項目の設定

● 技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目(企業の施工能力)



- | | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 【1-1】企業の同種・類似工事の施工実績の有無 | 【1-6】当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無 |
| 【1-2】企業の工事成績評定点(の平均点) | 【1-7】品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISOの取得状況) |
| 【1-3】企業の優良工事表彰の有無 | 【1-8】技能者の配置、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制 |
| 【1-4】企業のイメージアップ優良工事表彰の有無 | 【1-9】手持ち工事量(過去の平均受注額に対する当該年度受注額、等) |
| 【1-5】企業の安全管理優良担当者表彰の有無 | |

図17 評価項目の設定に関する比較(1/3)

P.66

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

② 評価項目の設定

- 技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目（配置予定技術者の能力）

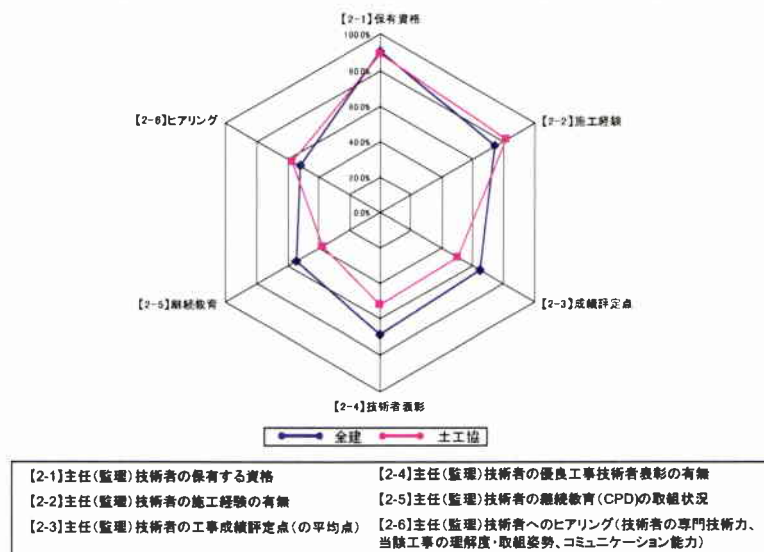


図18 評価項目の設定に関する比較(2/3)

P.67

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

② 評価項目の設定

- 技術提案・簡易な施工計画以外の評価項目として評価すべき項目（地域精通度・地域貢献度）

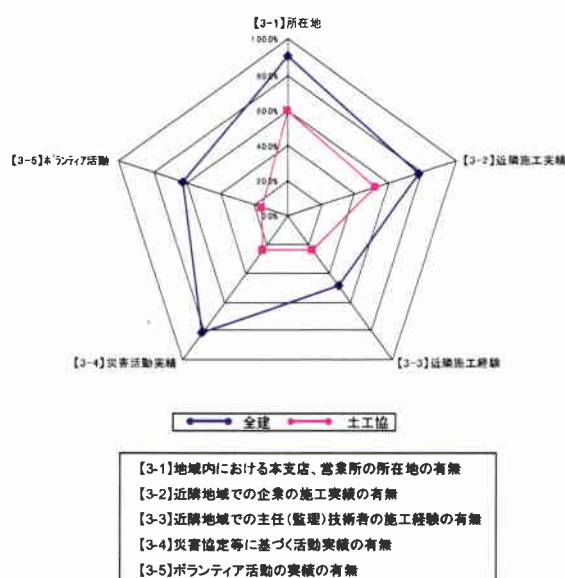


図19 評価項目の設定に関する比較(3/3)

P.68

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

③ 評価項目・評価基準として良かった事例／悪かった事例

表2 評価項目設定事例(良かった事例):全112件

評価項目・評価基準	評価項目・評価基準として良かった理由	件数
施工計画(技術面)	技術競争の促進が図れる、豊富な施工実績と高い技術力が要求される、他	46件
地域精通度、災害協定、所在地、イベント協力など	地域企業としての優位性、企業の社会への取り組み姿勢を評価、他	20件
施工計画(安全面)	現場特性を知らないと安全な計画ができない、自社のノウハウが引き出せる、他	16件
表彰、成績	明確な数値化、企業の技術力を評価、業務意欲の向上、他	9件

表3 評価項目設定事例(悪かった事例):全193件

評価項目・評価基準	評価項目・評価基準として悪かった理由	件数
施工計画の適切性(技術提案)	同じような提案内容を作成しても、採点者によって得点が変わるなど基準は不明確、技術提案の実施に標準案以上の費用が発生する、他	94件
実施工期の短縮	実体が伴わない提案数値の競争、機械・人員等の投入で競うのではなく技術的な内容で評価して欲しい、他	23件
ボランティア活動による実績	証明書のないボランティア活動が評価されない、地元企業の有利性が発生、他	7件
主任(監理)技術者の継続教育(CPD)の取り組み状況	単位取得に時間と費用がかかる、登録機関の多重化や受講負担が大きくなる問題、他	4件
地元企業に係る事項	加点数が多過ぎる、地元一次下請比率評価(加算点)は多くの問題点が生じる、他	3件

P.69

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

④ その他の課題

表4 生産性阻害要因と生産性向上方向性(受・発注者間):全230件

生産性向上を阻害している要因	生産性向上に向けた方向性等	件数
発注者都合等で工期延伸、中断が発生	ワンデーレスポンスの活用、発注者の工事理解力の向上、手続面の習熟コンサルの完成検査をしっかりとって欲しい、他	86件
書類が多い	重複書類を減らしメール・電話等で済む内容と事務所に届かなければならない内容を明確に区分、電子納品を一本化、CALSの普及、他	36件
無理な要求が多い	受・発注者間の役割の明確化、対等な関係と透明性の確保、契約図書等の遵守、定期的なヒアリングを実施し、生産性の阻害要因を取り除く、他	34件
すぐに工事に入れない	発注段階ではできるだけ調整事項が少ないことが望ましい、受注後すぐに工事が着手できるような関係機関との連携、用地買収・電柱移設・地元の了解が得られない等の解決後の発注、他	31件
工期(発注時期)が適正ではない	早期発注と余裕のある工期の設定、発注の年間での平準化、地域特性を考慮した工期設定を望む、他	24件

表5 生産性阻害要因と生産性向上方向性(受注者内部):全117件

生産性向上を阻害している要因	生産性向上に向けた方向性等	件数
人員確保が困難	若い人材の登用と技術継承、建設関連従事者の魅力ある制度体制を構築、工事発注時期の均一化、他	29件
高齢化による作業効率低下	若年技術者や労働者の雇用条件改善、シニア社員やベテラン技術者の再雇用と若手技術者への教育、労働環境・労働条件の改善、人事制度の充実、施工体制の適正化、他	23件
低入札受注による体力低下	最低制限価格の引上げ、無理なダンピングによる受注の回避、他	22件
書類作成負担の多さ	提出書類の簡素化、社内書類の整理、社内規定の改訂、他	16件

P.70

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(3) 建設会社から見た総合評価方式に対する課題等

⑤ 建設会社におけるタイプ別負担額

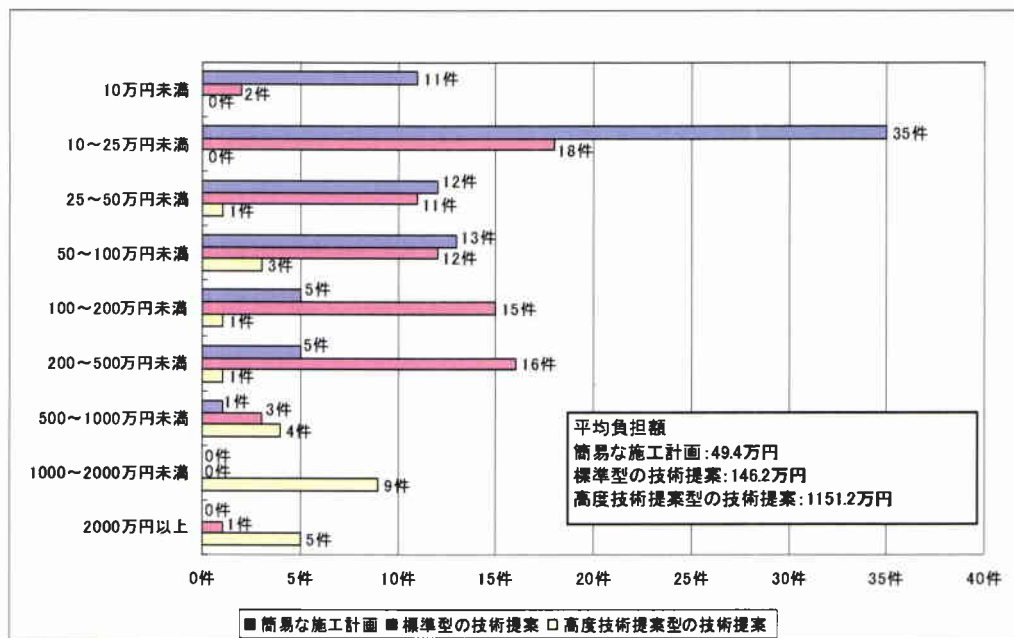


図20 1工事当りの概算負担額

P.71

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(4) アンケートから抽出した課題と改善策(1)

- 総合評価方式の導入に対する具体的な問題意識については各々の項目にて高いものがあつた。特に「**手続に伴う時間・事務費用**」については発注者側で、「**評価結果の公表**」、「**技術提案の作成費用**」、「**技術提案と予定価格**」、「**地元企業の活用**」、「**受注機会の確保**」に関しては受注者側で高い問題意識を持っている。

事 項	具体的な課題
① 手続に伴う時間・事務費用	「 時間 がかかりすぎる」、「 事務負担 が大きい」、「配置予定技術者が長時間拘束される」
②技術提案の審査・評価	「 評価結果 のバラツキが生じる」、「適正な評価項目選定に苦慮」
③ 評価結果の公表	「 評価結果 を具体的に公表(個別通知)して欲しい」
④ 技術提案の作成費用	「 全ての型 で費用負担が発生している」、「提案資料作成の費用を回収する方法がない」
⑤ 施工体制確認型	「低入札でも落札できる場合がある」、「ペナルティが甘い・ない」、「調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか)」
⑥ 技術提案と予定価格	「 技術提案内容 が 予定価格 に反映されない」
⑦ 地元企業の活用	「さらなる地元重視(評価)が必要」、「 競争性 が 確保 されているのか疑問」
⑧ 受注機会の確保	「 受注機会 が特定の企業に偏っている」

◆課題の色分けの凡例

赤字: 発注者から回答があつた具体的な問題認識(図4～5)のうち、40%以上を占める意見
 青字: 受注者から回答があつた具体的な問題認識(図6～7)のうち、40%以上を占める意見
 緑字: 赤字、青字の両方に該当する意見

P.72

参考2. 総合評価方式の導入実態調査結果

(4) アンケートから抽出した課題と改善策(2)

- 地方公共団体への総合評価方式の導入の促進については、
- ①毎年度公表している「総合評価方式の実施状況」の中で、その導入効果を既に導入した国、地方公共団体の事例の紹介や効果分析・評価をとりまとめ情報提供する
 - ②地方公共団体職員や建設会社社員向けの研修会・講習会を発注者協議会等を通じて実施する
 - ③総合評価の審査及び総合評価の導入・制度検討のアドバイス等を行うことのできる学識経験者及び学識経験者と同等の知識・経験を持つ者の紹介可能な窓口の設置等について取り組む。

P.73

P.74

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

1. ヒアリング調査の目的

アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の導入に対する具体的な問題について、改善に向けた検討に資することを目的に、問題認識の高い発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施。

2. ヒアリング対象者

○ 発注者：国土交通省地方整備局(3)、地方公共団体(2) 計5団体

○ 受注者：(社)日本土木工業協会 加盟企業(11)、
(社)全国建設業協会 地方協会(2)・加盟企業(5) 計18団体

3. ヒアリング事項

ヒアリング事項	発注者	受注者
① 手続に伴う時間・事務負担等	○	○
② 技術提案の審査・評価	○	
③ 評価結果の公表	○	
④ 技術提案の求め方（オーバースペックへの対応）	○	○
⑤ 技術提案の作成費用		○
⑥ 技術提案と予定価格	○	○
⑦ 地元企業の活用	○	○
⑧ 受注機会の確保		○
⑨ 地方公共団体への導入促進・支援	○	

P.75

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

① 手続に伴う時間・事務負担等

題 課	時間がかかりすぎる	事務負担が大きい	配置予定技術者が長時間拘束される
発注者	- 学識経験者への説明時間・事務を軽減するため、局主催の総合評価審査委員会とは別に、河川部、道路部等の部単位で専門部会を設置。 - 技術的難易度の低い案件について、簡易な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を導入（入札公告から落札者決定まで7週間から3週間に短縮）。	- 技術提案の1課題当たりの提案数に上限を設定（最大5提案）。（これ以上削減すると評価が困難） - 総合評価審査委員会資料の簡素化（特に概略版作成労力）。	
	学識経験者への意見聴取については、地方自治法施行令改正に伴い、原則、落札者決定基準のみとなったため、時間・事務負担は大幅に軽減。		
受注者	- 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（標準型・高度技術提案型）。 - 発注者の正確な意図を把握する時間を短縮するため、現地の施工条件に合致した具体的な標準案を事前に明示。 - 早期の辞退を促すため、入札前に技術評価点（評価ランク）を公表、あるいは二段階選抜方式の採用。（特に高度技術提案型）。 - 技術資料の提出から入札までの期間短縮（2ヶ月→1ヶ月）（標準型）。 - 必要に応じ、技術対話を省略（高度技術提案型）。	- 技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定（整備局等の中には総計30～60項目の提案が可能な例がある）。 - 技術提案書の枚数・文字数に上限を設定（整備局等の中にはA4:50枚以上の提出が可能な例がある）。 - 技術提案書の全国統一様式の設定。 - 受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。 - 具体的な標準案の明示（標準型）。 - 標準案を採用する場合でも、施工計画を求められる例があり、提出の廃止（標準型）。	- 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。 - 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、技術資料の提出時点では配置予定技術者の申請を求めずに、入札時点で提出させる手続の構築。 ⇒ 通達上は入札説明書の交付の翌日から原則として10日以内に提出。
	- 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（簡易型・標準型）。 - 施工計画に差が生じないものについて、簡易な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を活用（実績は過去の現場担当者の努力を積み上げであり、不公平とは思わない）（導入に際しては受注の偏りが生じないように留意してほしい）。	- 公告文における施工場所等について、地番まで含めた詳細な条件の明示（簡易型）。 - 公告段階で詳細な工事数量を記載した見積用資料の閲覧または提供（簡易型）。 - 簡易な施工計画で求める課題数・文字数を限定（1課題、300字程度）（簡易型）。 - 質問に対する迅速な回答。 - 経営事項評価点数や工事実績等の提出の省略（CORINS等のデータベースの活用）。	- 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。 - 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札調査基準価格未満の場合は自動的に失格する仕組みを構築。 ⇒ 会計法上は自動的な失格は不可。P.76

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

② 技術提案の審査・評価

課 題	評価結果のバラツキが生じる	適正な評価項目選定に苦慮
発注者	国土交通省 ・技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、配点や評価方法は事務所の判断で設定。 ・事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示。 ・過去の評価結果のデータベース化及びその活用。 ・案件ごとの評価結果のバラツキを小さくし、加算点に見合った技術提案を求める観点から、相対評価ではなく、絶対評価を採用。	
	地方公共団体 ・事務所、本庁事業課、技術審査分科会等の多くの目で審査。 ・工事実績等、評価の一部を第三者機関に委託。	・事例の少ない工事では評価項目の選定に苦慮しているため、国からの事例紹介が必要。 ・評価項目を固定した場合にはバラツキがほとんど出ないが、工事特性に応じた柔軟な運用も必要。
受注者	土工協加盟企業 ・評価結果のバラツキは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。 ・発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。	
	全建地方協会・加盟企業 ・土木や建築等の分野に係わらず工事成績評定点の平均点を算出・評価しているため、分野別の評価が必要。	

P.77

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

③ 評価結果の公表

課 題	評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい
発注者	国土交通省 ・知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。 ・技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重。 ・一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知。
	地方公共団体 ・地元企業から評価結果の公表内容に対する改善意見等はなし。 ・知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。
受注者	土工協加盟企業 ・企業のノウハウに係わらない一般的な技術提案内容であれば、開示しても問題なし。 ・評価結果の公表・通知は、自社の技術力の研鑽の観点からも必要(採否だけでなく優劣の開示も要望)。 ・一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望(入札前辞退の判断にも活用)。
	全建地方協会・加盟企業 ・公表を前提とした簡易な施工計画の提出と、契約後の公表(簡易な施工計画であれば知的財産権に関する事項は含まれないと想定されるため)。 ⇒ 公表を前提とするため、自由な提案を阻害する恐れ。 ・提案が履行できなかった場合とそのペナルティの公表。 ・一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望。

P.78

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

④ 技術提案の求め方(オーバースペックへの対応)

課 題		「技術提案に係る課題への対応(案)」(H20.12.22)について	その他の留意事項
発注者	国土交通省		- 技術提案課題に対するオーバースペックの具体例を明示。 - 事前の見積と入札額との乖離があり、技術提案に対する適切な見積の提出を求める観点から、技術提案書と同時に入札書を提出(高度技術提案型)。
	地方公共団体		技術提案課題に対するオーバースペックの明示方法に関する国からの情報提供。
受注者	土工協加盟企業	「技術提案に係る課題への対応(案)」については概ね評価。 「見積りを活用する積算方式」については、予定価格に反映された技術提案の公表。 - 発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案もあるため、オーバースペックの例示は必要。	- 具体的な標準案の明示(標準型)。 - 自由提案の廃止。 - 過度なコスト負担を要する技術提案の判断基準・具体例の明示。 - 提案内容の効果を検証できない項目の廃止。 - 過度なコスト負担を要する技術提案を防止するため、配置予定技術者ヒアリングを重視。 - 発注者の意図を確認するため、技術提案前に発注者との対話機会の確保、あるいは現場説明会の復活。
	全建地方協会・加盟企業	「技術提案に係る課題への対応(案)」については概ね評価。 - 発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案(自社保有機械の活用等)もあるため、オーバースペックの例示は必要。	- 自社ノウハウに係る質問が可能な機会の確保(現行では質問回答が全競争参加者に配布される)。 - オーバースペック防止の観点から、提案項目数を制限。 - 優れた技術提案を妨げる過剰なオーバースペック対策への懸念。 - 過度なコスト負担を要する技術提案の具体例の明示。

P.79

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

⑤ 技術提案の作成費用

課 題		費用負担の軽減	提案資料作成の費用を回収する方法がない
発注者	国土交通省		入札説明書に技術提案に要するコストを算入した入札書作成の旨を明示。
	地方公共団体		
受注者	土工協加盟企業	- 質問に対する迅速な回答と、具体的な内容の回答。 - 技術提案課題数・項目数の上限設定。 - 現地周辺の環境・地質条件の明示やデータの提供。 - 設計図面のCADデータの配布。 - 配置予定技術者ヒアリングを重視。 - 二段階選抜方式の導入。 - 自由提案の廃止。	- 全応札者の技術提案費用を還元できる仕組みの構築(高度技術提案型)。 ⇒ 技術提案作成費用の負担により、作成費用目当ての質の悪い技術提案が増加する可能性。 ⇒ 標準型では技術提案費用は問題なし。 ⇒ 技術提案作成費用は営業活動経費の範囲であり、落札時に回収。
	全建地方協会・加盟企業	- 技術提案作成費用は営業活動経費の範囲(簡易型)。 - 受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。 - 配置予定技術者ヒアリングの電話での実施。	

P.80

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

⑥ 技術提案と予定価格

課 題		技術提案内容が予定価格に反映されない
発注者	国土交通省	・「見積りを活用した積算方式」を採用する場合、見積りを求める範囲の基準等の仕組み。
	地方公共団体	
受注者	土工協加盟企業	
	全建地方協会 ・加盟企業	・「見積りを活用した積算方式」では、見積りを提供した企業が受注できない場合にはノウハウだけが流出することになるため、特命随意契約により契約。 ・「見積りを活用する積算方式」については、見積り内容の予定価格への反映方法の明示。

P.81

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

⑦ 地元企業の活用

課 題		さらなる地元重視(評価)が必要	競争性が確保されているのか疑問
発注者	国土交通省	・Bランク以上の工事については、地元企業の下請としての活用を評価項目に追加。 ・説明責任の観点から、適切な地域重視の評価項目を設定。	・地域要件について、入札参加資格としてはある程度広い地域で設定し、総合評価方式により評価。
	地方公共団体	・地元企業の中には災害復旧や維持管理に協力的な企業とそうでない企業があるため、地域貢献について適切に評価。	
受注者	土工協加盟企業	・地元企業への下請け、資材の調達等における地産品の活用を評価。 ・地元企業との共同体の結成。 ・当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価。 ⇒ 地元企業の育成活用を総合評価方式で扱うことは困難。	
	全建地方協会 ・加盟企業	・当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価。 ・各々の地域特性を踏まえ、慎重に地域要件を設定。 ・地域貢献度に関し防災活動や地産品の活用を評価(更なる評価は不要)。 ・ボランティア活動や災害協定に基づく活動の評価を重視。	

P.82

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

⑧ 受注機会の確保

課 題		受注機会が特定の企業に偏っている
発注者	国土交通省	- 配置予定技術者の評価を重視。 ⇒ Cランクに登録されている企業間では、技術者数に大きな隔りがあるため、配置予定技術者の評価を重視しても、特定企業に偏る懸念。
	地方公共団体	
受注者	土工協加盟企業	- 同時期に入札を行う複数の工事では、入札案件ごとに求める技術提案のテーマを変更。 - 技術提案を優・良・可等の判定方式で採点する場合、点数を細分化した評価基準を採用。 - 配置予定技術者ヒアリングの重視。 ⇒ 技術競争の結果であり、特定の企業に偏ることは当然。
	全建地方協会 ・加盟企業	- 技術力の差が小さい場合でも評価が大きく左右されるため、表彰の有無の配点を軽減。 - 同日発注案件について、1本目を取った企業は2本目の入札に参加できない措置。 - 受注機会の確保の観点から、手持ち工事量を適切に評価。 ⇒ 過度な評価は技術競争を阻害。 - 建築工事では特に建築用途が細分化されているため、競争参加に求められる実績の緩和。

P.83

参考3. 受発注者に対するヒアリング調査結果

⑨ 地方公共団体への導入促進・支援

課 題		地方公共団体への総合評価方式の導入の促進
発注者	国土交通省	- 市町村の総合評価委員会へ職員派遣。 - 管内の地方公共団体に第三者委員会への参加機会を確保し、学識経験者への意見聴取の場を提供。
	地方公共団体	- 管内の地方公共団体に学識経験者への意見聴取の支援。 - 管内の地方公共団体を対象とした総合評価研究会の開催と情報共有、実施要領等の作成にあたっての助言。 - 管内の地方公共団体を対象とした説明会への講師派遣等。 - 総合評価方式への理解と、価格のみによる競争の弊害の周知。
受注者	土工協加盟企業	
	全建地方協会 ・加盟企業	

P.84

参考4. 総合評価方式の総点検

総合評価方式の総点検

～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現に向けて～

平成21年2月4日
大臣官房技術調査課

P.85

参考4. 総合評価方式の総点検

目次

1. 評価の枠組み
2. 総合評価方式の概要
3. 評価
4. 今後の方向

P.86

参考4. 総合評価方式の総点検

1. 評価の枠組み

テーマ

総合評価方式の総点検
～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現に向けて～

評価の必要性

- ◆平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律』が施行。
- ◆飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大。
(平成19年度は金額ベースで99%以上実施)
- ◆一方で、「本質的な課題設定がなされているか」、「過度な技術提案が行われているのではないか」、「恣意的な評価を行っているのではないか」、「受発注者への負担が大きいのではないか」等の課題も指摘されている。
- ◆今後の総合評価方式のより効率的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。

評価の対象

- ◆国土交通省直轄工事における総合評価方式の具体的運用方策について評価。

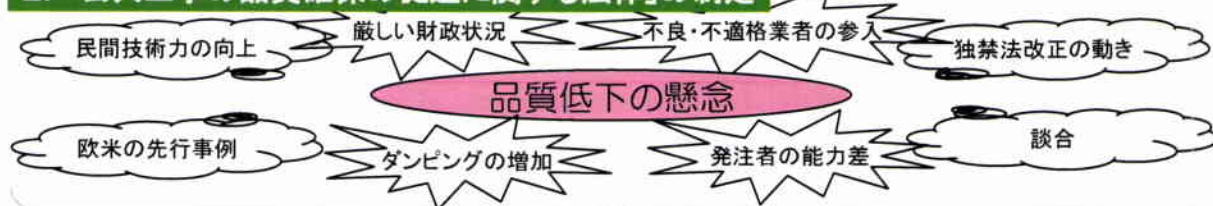
評価の視点

- ◆総合評価方式を導入することにより、**工事の品質向上にどのような効果があるか**を検証。
- ◆総合評価方式の実施にあたって課題とされている「**具体的な運用方法**」、「**公正性・透明性の確保**」、「**手続きの負担**」等について個別に評価する。

P.87

参考4. 総合評価方式の総点検

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.3.31制定)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

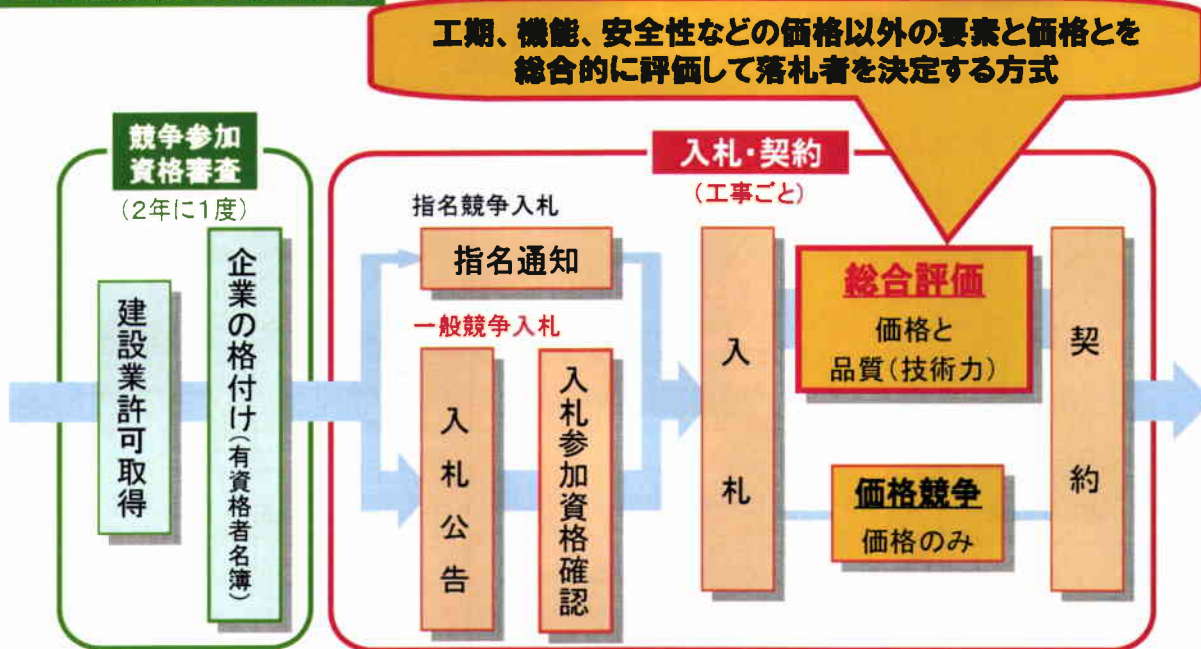
外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

P.88

参考4. 総合評価方式の総点検

2. 総合評価方式の概要①



P.89

参考4. 総合評価方式の総点検

2. 総合評価方式の概要②

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

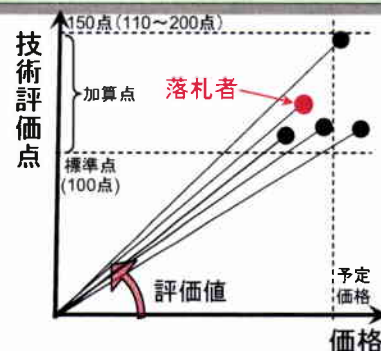
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

右図のように、「傾き」を示す。

技術評価点
提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表



技術提案
の提出



提出された技術提案を公表され
た評価方法に従って審査し、
技術提案毎に加算点を決定

【標準ガイドライン※における総合評価の評価項目(例)】

※ 公共工事発注省庁申合せ(H12.9.20)

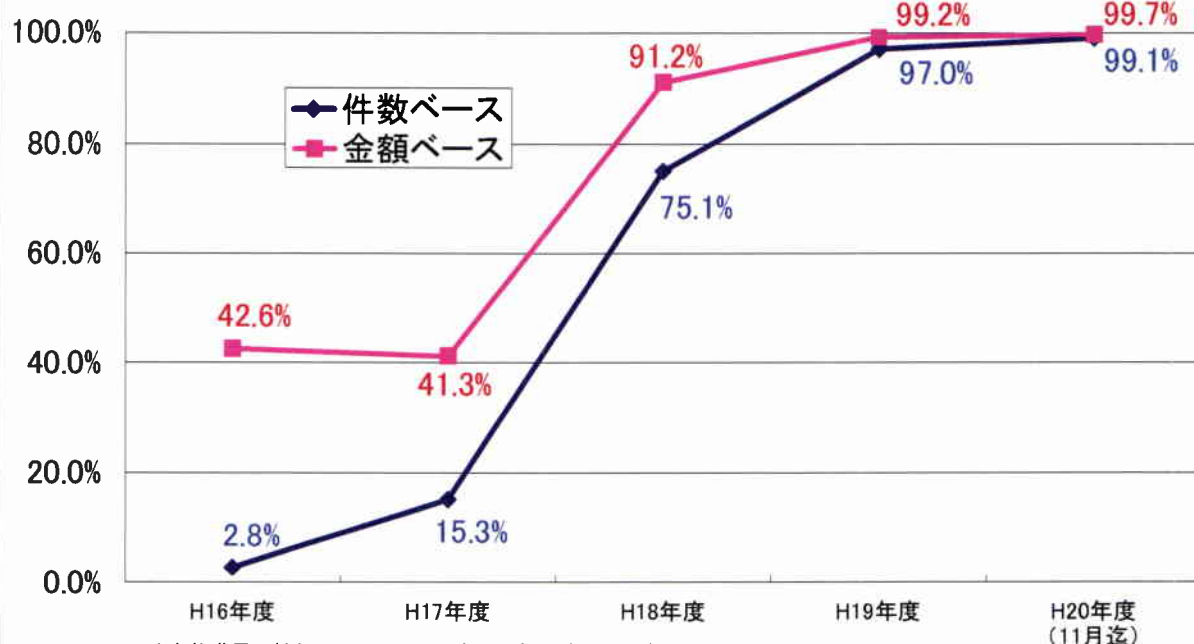
総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事事務物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 等
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

P.90

参考4. 総合評価方式の総点検

<参考>総合評価方式の実施状況

- 品確法制定前(平成16年度)は全工事発注件数に占める割合は3%弱
- 品確法制定後、年々総合評価方式を拡大し、平成20年度には原則実施(件数・金額ベースいずれも99%超)



※ 8地方整備局で競争入札に付した工事を対象。(金額は当初契約額ベース)
 ※ 平成20年度は速報値

P.91

参考4. 総合評価方式の総点検

<参考>技術提案テーマの設定状況

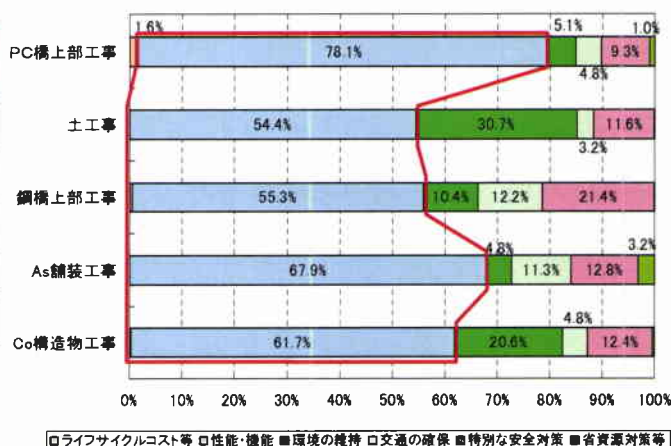
- 各工種ともに、技術提案課題に「性能・機能の向上」に関する事項を採用する工事(採用件数)が6~9割を占めているが、この他に、工事の内容に応じて、「環境の維持」、「特別な安全対策」に関する事項を必要に応じて設定している。

技術提案の採用件数率^{注2)}

	ライフサイクルコスト等	性能・機能	環境の維持	交通の確保	特別な安全対策	省資源対策等
Co構造物工事	256件 0.4%	79.3%	51.2%	11.7%	28.5%	5.1%
As舗装工事	156件 0.0%	87.2%	13.5%	26.3%	34.6%	3.2%
鋼橋上部工事	152件 1.3%	80.3%	36.8%	28.9%	52.0%	2.0%
土工	142件 0.0%	60.5%	44.9%	6.1%	21.8%	2.0%
PC橋上部工事	124件 3.2%	92.7%	16.9%	24.2%	30.6%	21.8%

- 各工種ごとに採用率が最も高い項目
- 各工種ごとに採用率が2番目に高い項目
- 各工種ごとに採用率が3番目に高い項目

技術提案の配点率(点数ベース)



注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成18年度から平成19年度第3四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い6工種を対象に集計(CORINSデータとマッチングできた1,607件を活用)。

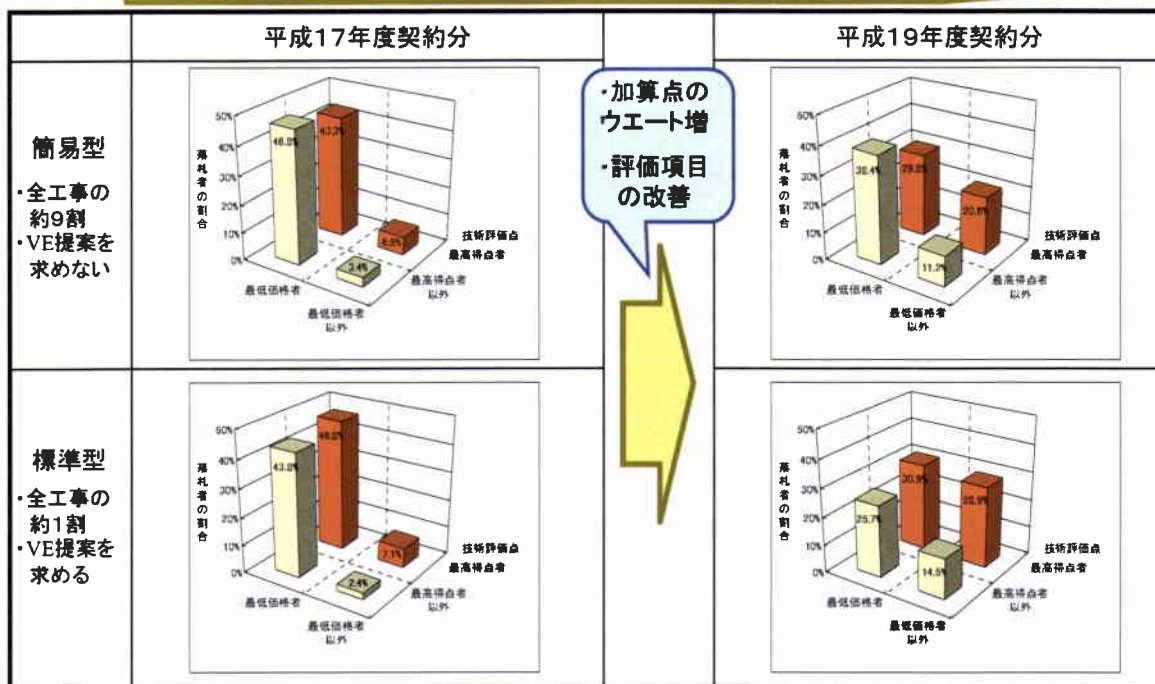
注2)技術提案は各工事に複数設定している場合があるため、合計が100%とならない。

P.92

参考4. 総合評価方式の総点検

＜参考＞総合評価方式における落札者の状況

- 平成17年度は落札者が価格のみで決定される割合が高かったが、平成19年度は価格と品質の双方が評価された結果となっている。



注) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)に該当する工事を対象。

P.93

参考4. 総合評価方式の総点検

3. 評価 ～評価方法の概要～

評価項目① 工事の品質向上に対する効果について

➡ 総合評価方式と価格競争方式の工事における**事故の発生率**及び**成績評定**を比較するとともに、**受発注者に対するアンケート**による受発注者の評価を分析することにより評価。

評価項目② 「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」等について

➡ **受発注者に対するアンケート**により、受発注者の評価を分析することにより評価。

実施期間: 平成20年10～11月

対象者: 発注者

・地方整備局等(8地方整備局及び北海道・沖縄)、事務所(約240事務所)

受注者

・(社)日本土木工業協会 加盟企業(約140社)

・(社)全国建設業協会 加盟企業(約25,000社から1%程度(約250社)抽出)

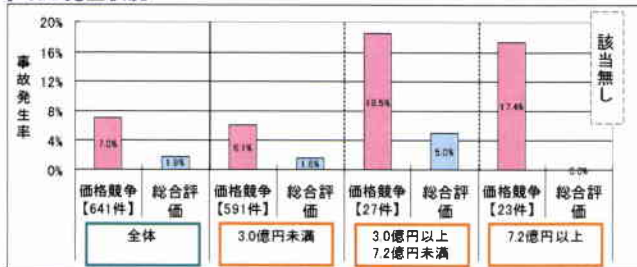
P.94

参考4. 総合評価方式の総点検

3. 評価 ～評価項目①工事の品質向上～

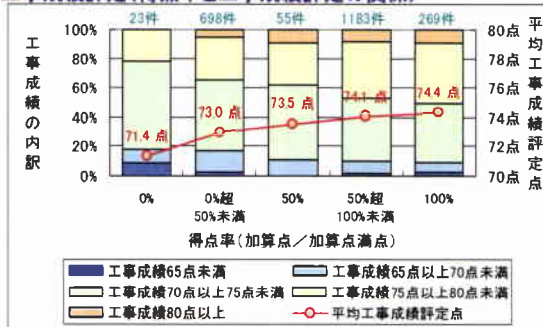
- ◆ 価格競争に比べ総合評価における事故の発生率は低い傾向(価格競争7.0%、総合評価1.9%)
- ◆ 得点率が高いほど、工事成績評価が高くなる傾向が見られる。

◆事故の発生状況



注1) 関東地方整備局におけるH18年度完成工事(簡易型)を対象。
 注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。
 注3) 事故発生率=延べ事故発生件数/工事件数。

◆工事成績評価(得点率と工事成績評価の関係)



注1) 8地方整備局(港湾空港関係を除く)におけるH18年度完成工事(簡易型)を対象。
 注2) 主要4工事種別(一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC)を対象。

⇒総合評価方式の導入により、価格だけの競争と比べると、
 確実な施工が確保された工事を実施されている。

P.95

参考4. 総合評価方式の総点検

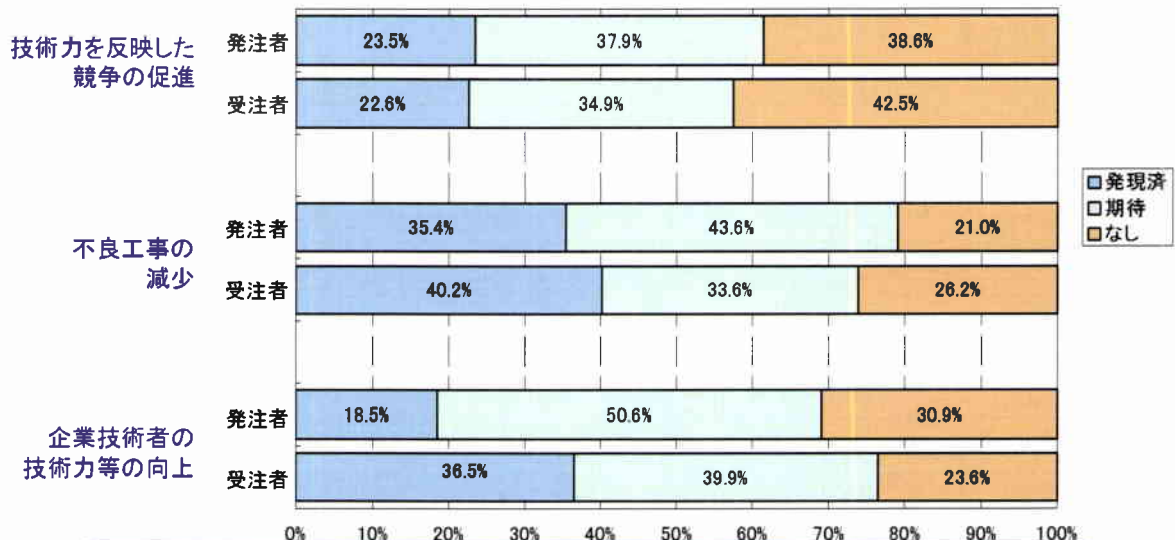
3. 評価 ～評価項目①工事の品質向上～

- ◆ 総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。

Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について

発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。

注) 受発注者アンケート結果による



⇒総合評価方式の導入により、「品質の向上」を目指した発注に努めてきており、
 また、受注者もこれに対応した技術力の向上に努めてきていると評価できる

P.96

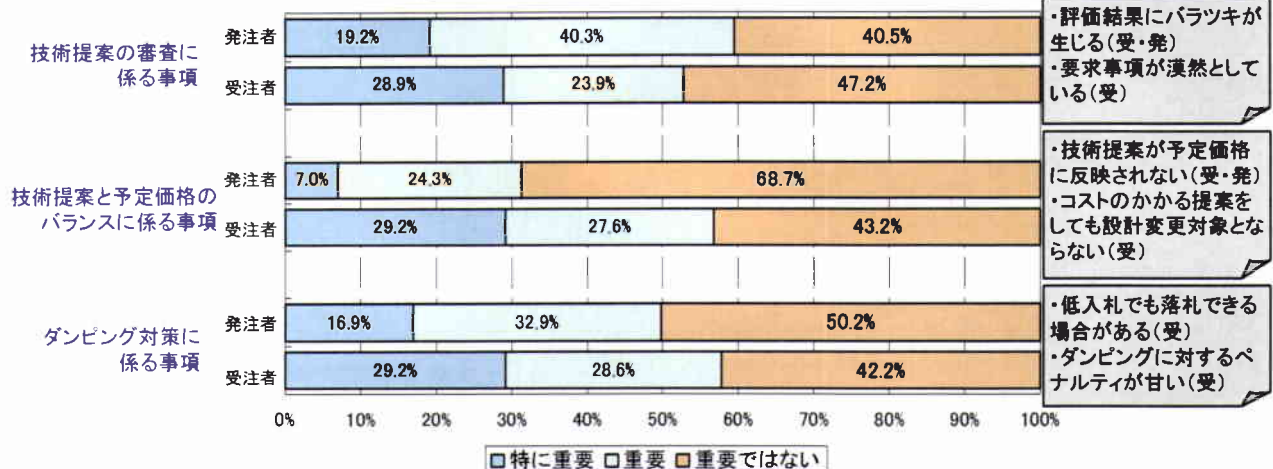
参考4. 総合評価方式の総点検

3. 評価 ～評価項目②具体的な運用方法について～

- ◆ 受発注者双方とも、技術提案の審査及びダンピング対策に係る事項に対して、約半数が問題認識がある。
- ◆ 発注者側より受注者側に高い問題認識のある項目として、技術提案と予定価格のバランスがあげられる。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について問題認識として重要とお考えですか。

注) 受発注者アンケート結果による
＜具体的な意見＞



- ・評価結果にバラツキが生じる(受・発)
- ・要求事項が漠然としている(受)
- ・技術提案が予定価格に反映されない(受・発)
- ・コストのかかる提案をしても設計変更対象とならない(受)
- ・低入札でも落札できる場合がある(受)
- ・ダンピングに対するペナルティが甘い(受)

⇒ 技術提案の審査、技術提案を踏まえた予定価格の作成方法及びダンピング対策等について引き続き検討する必要

P.97

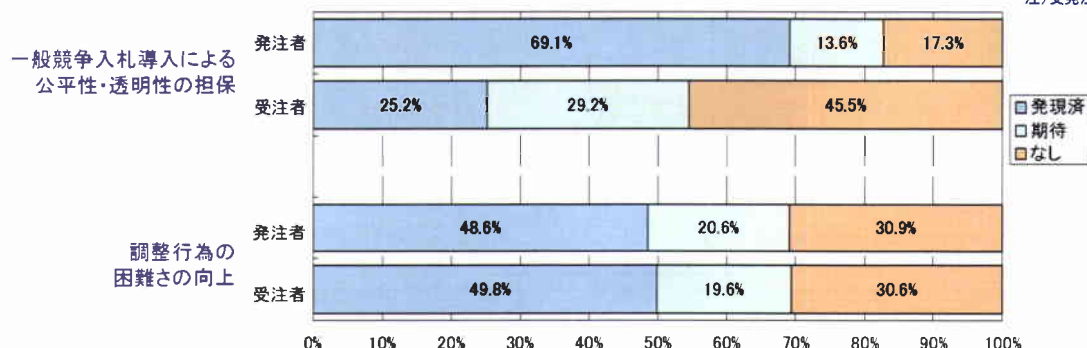
参考4. 総合評価方式の総点検

3. 評価 ～評価項目②公正性・透明性の確保について～

- ◆ 公平性・透明性の担保について、発注者側は効果が既に発現していると認識しているが、受注者側は更なる「評価結果の公表」が重要と考えている。

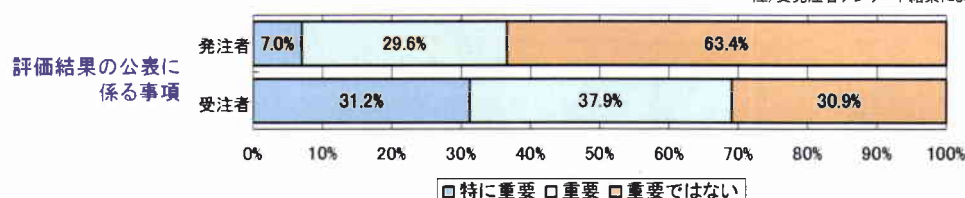
Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。

注) 受発注者アンケート結果による



Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について問題認識として重要とお考えですか。

注) 受発注者アンケート結果による



＜具体的な意見＞

- ・評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい。(受)
- ・採点内容表を全面公開すべき(受)

⇒ 評価結果の公表について、更に透明性が確保されるよう検討する必要

P.98

参考4. 総合評価方式の総点検

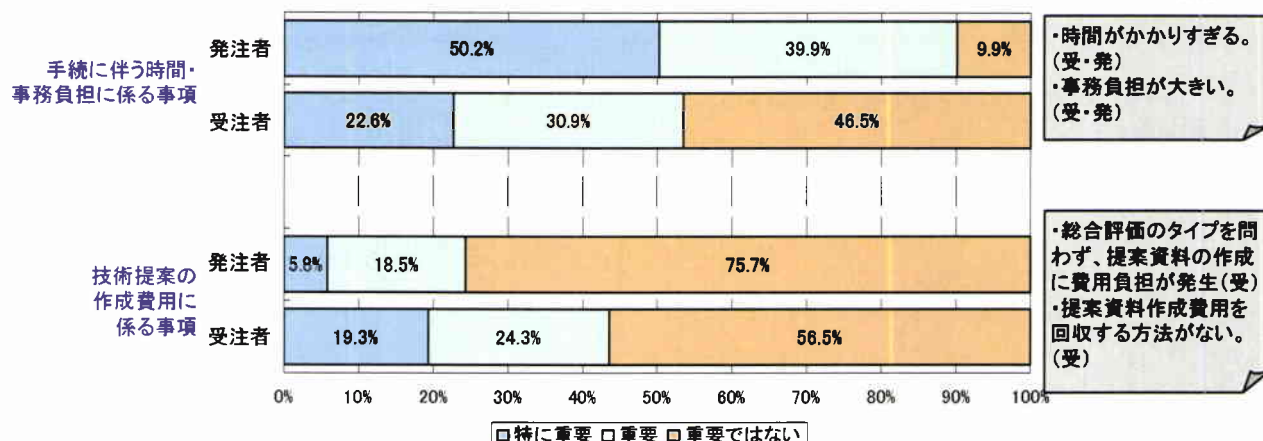
3. 評価 ～評価項目②手続きの負担について～

- ◆ 発注者側の9割以上が手続きに伴う時間・事務負担に係る事項を重要と考えている。
- ◆ 受注者側は技術提案の作成費用に係る事項について重要と考えている割合が発注者側に比べて高い。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について
問題認識として重要とお考えですか。

注) 受発注者アンケート結果による

<具体的な意見>



⇒ 発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも過度な技術提案を求めないよう事務の改善等について検討する必要。

P.99

参考4. 総合評価方式の総点検

3. 評価 ～まとめ～

評価項目① 工事の品質向上に対する効果について

- ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが事故発生率が低い。
- ・技術評価点の得点率が高いほど、工事成績評定が高い。
- ⇒ 総合評価方式の導入により、価格だけの競争に比べると確実な施工が確保された工事が実施されている。
- ・総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や受発注者側担当者の技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。
- ⇒ 総合評価方式の導入により、「品質の向上」を目指した発注に努めてきており、また、受発注者双方とも、これに対応した技術力の向上に努めてきていると評価できる

➡ 引き続き定点観測を行うとともに、年次レポートを公表する等により、フォローアップしていく。

評価項目② 「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」等について

- ①具体的な運用方法 : 技術提案の審査、技術提案を踏まえた予定価格の作成方法及びダンピング対策等について引き続き検討する必要。
- ②公正性・透明性の確保 : 評価結果の公表について、更に透明性が確保されるよう検討する必要。
- ③手続きの負担 : 発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも過度な技術提案を求めないよう事務の改善等について検討する必要。

➡ 特に問題意識の高い発注者・受注者へ個別のヒアリングを行い、年度末に向け、各課題に対する具体的な改善策を検討中。

P.100

参考4. 総合評価方式の総点検

4. 今後の方向 ～既に具体策として取り組んでいる課題～

公正性・透明性の確保に係る対応策について

評価の透明性をより一層高めるため、**評価結果の公表方法を統一化する。**

(1) 公表内容

以下の大項目ごとにまとめて得点を公表することを最低限とする。

- ① 技術提案(施工計画):課題別
- ② 施工体制
- ③ その他(企業の施工実績、
配置予定技術者の能力等)

(2) 公表方法

従来の開覧による方法の他、**HPIにて公表する。**

評価結果のHPによる公表の例

加算点評価の内訳

- 1 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇橋下部工事
- 2 所属事務所 〇〇〇〇国道事務所
- 3 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

業者名	標準点	技術提案		施工体制	その他	加算点 合計
		橋脚・橋台鉄筋 コンクリートの 品質向上対策	鋼管ソイルセメント杭の 品質向上対策			
A社	100	4.0	5.0	10.0	9.5	28.5
B社	100	2.0	2.0	30.0	13.5	47.5
C社	100	3.0	4.0	30.0	-2.5	34.5
D社	100	1.0	0.0	30.0	11.5	42.5
E社	100	7.0	3.0	0.0	13.5	23.5
F社	100	5.0	3.0	10.0	0.5	18.5

P.101

参考4. 総合評価方式の総点検

4. 今後の方向 ～既に具体策として取り組んでいる課題～

技術提案と予定価格のバランス(過度な技術提案)に係る対応策について

- 以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける(不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。
〔例〕・水素イオン濃度(pH)の範囲の差
・トンネル掘削余掘量
- コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。
- 求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。
- 予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型+見積り活用方式)を適用し、予定価格に反映する。
- 受発注者間の認識の乖離が生じないよう、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

P.102

参考4. 総合評価方式の総点検

＜参考＞公共工事における総合評価方式活用検討委員会

委員名簿

大森 文彦 東洋大学法学部企業法学科 教授
○小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授
小林 康昭 足利工業大学工学部都市環境工学科 教授
福田 昌史 高知工科大学 客員教授
渡邊 法美 高知工科大学フロンティア工学教室 教授
村田 暉昭 (社)日本土木工業協会 公共工事委員長
本間 達郎 (社)全国建設業協会 理事
谷村 隆三 (社)全国建設業協会 理事
新谷 景一 東京都建設局総務部技術管理課長
中里 茂郎 川越市建設部長
上記の他、省内関係課長等が参画

(五十音順)
○:委員長

これまでの経緯と主な議題

平成19年度(この他、部会4回開催)
3/27 総合評価方式の運用改善方策

平成20年度
10/7 アンケートの実施について
12/22 総合評価方式実施状況報告
アンケート結果の報告

今後、2・3月に会議開催予定。

